

(案)

条例指定特定非営利活動法人
(条例指定NPO法人)

制 度 の 手 引

この手引は、大阪府に対して条例指定の申出等を行う場合を対象にしています。

平成27(2015)年6月

大 阪 府

目 次

第1章 条例指定NPO法人制度の概要

1	条例指定NPO 法人とは	1
2	条例指定NPO 法人になることによるメリット	1
3	条例指定の基準	1
4	欠格事由	7
5	条例指定の有効期間	7
6	条例指定の執行	8
※	簡易自己チェックシート	8

第2章 条例指定の基準・欠格事由について

1	条例指定の基準の概要	23
2	欠格事由の概要	26
3	条例指定NPO 法人としての指定を受けるための基準	27
4	欠格事由	39
5	実績判定期間	40

第3章 条例指定の申出手続について

1	相談・申出窓口	45
2	条例指定を受けようとする場合	47
3	条例指定の有効期間の更新を受けようとする場合	47
4	合併法人等に係る条例指定の基準の適用	48

第4章 条例指定NPO法人の運営について

1	条例指定NPO 法人になってからの各種手続	59
2	事業年度終了後の役員報酬規程等の報告	70
3	条例指定NPO 法人の情報公開（閲覧）	71
4	所轄庁の情報公開（閲覧）	72
5	条例指定NPO 法人の合併	74
6	条例指定NPO 法人に対する監督等	79

凡例

法	………特定非営利活動促進法		
法令	………特定非営利活動促進法施行令		
法規	………特定非営利活動促進法施行規則		
条例	………大阪府地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例		
規則	………大阪府地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例施行規則		
NPO 法人	………特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人		
認定 NPO 法人	………特定非営利活動促進法第 44 条第 1 項に規定する認定特定非営利活動法人		
仮認定 NPO 法人	………特定非営利活動促進法第 58 条第 1 項に規定する仮認定特定非営利活動法人		
条例指定 NPO 法人	………大阪府地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例第 2 条第 4 項に規定する特定非営利活動法人		
所轄庁	………特定非営利活動促進法第 9 条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）		
措法	………租税特別措置法	措令	………租税特別措置法施行令
措規	………租税特別措置法施行規則	法人法	………法人税法
所令	………所得税法施行令	所規	………所得税法施行規則

条例指定、条例指定の有効期間の更新の申出書等、各種報告等の書式については、別冊の「条例指定NPO法人制度の手引き－申出書等書式編－」を参照してください。

第1章 条例指定NPO法人制度の概要

条例指定NPO法人制度は、地域における民間公益活動の活性化により地域課題の解決促進を図ることを目的に、地域で公益的な活動を実施する特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という。）を条例で指定し、当該法人に対して府民が寄附を行った場合に、個人府民税の税額控除を行う制度である。

大阪府では、学識経験者やNPO関係者で構成する「大阪府特定非営利活動法人条例指定制度検討審議会」による審議、パブリックコメント等による府民の方々の意見等を踏まえ、平成27年3月23日、「大阪府地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための手続等に関する条例」を公布し、6月1日から実施しています。

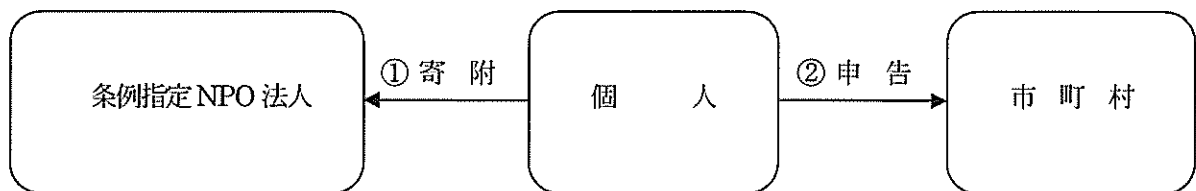
I 条例指定NPO法人とは

条例指定NPO法人とは、NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって住民の福祉の増進に資するものにつき、条例等で定めた基準に適合したものとして、大阪府の条例による指定を受けたNPO法人をいいます（地方税法37の2）。

II 条例指定NPO法人制度のメリット

○寄附金に対する税制上の措置

個人が条例指定NPO法人に対し、その条例指定NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として大阪府が条例で定める寄附金は、個人府民税の控除を受けることができます（地方税法37の2④四）。



《算式》

$$(\text{寄附金}^{\text{注1}} - 2,000 \text{円}) \times 4\%^{\text{注2}} = \text{税額控除額}$$

（注1）寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

（注2）条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。

- ・都道府県が指定した寄附金は4%
- ・市区町村が指定した寄附金は6%

（都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%）

寄附金控除の例（概算ですので、実際の控除額とは異なる場合があります。）

《大阪府指定NPO法人に「1万円」寄附した場合》

$$(10,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 4\% = 320 \text{円}$$

※寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

府内市町村の条例においても指定されているNPO法人の場合は、4%に加えて、6%も税額控除されます。

（都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%が税額控除されます。）

【寄附金税額控除に関する申告】

条例で個別に指定されたNPO法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります（地方税法45の2⑤）。

このとき、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

どの寄附金が指定されているか等については、住所地の都道府県・市区町村にお問い合わせください。

III 条例指定NPO法人の指定基準

条例指定NPO法人になるためには、次の指定基準（１）～（11）全てに適合する必要があります（条例4①）。

- （１） 大阪府内に事務所を有していること
- （２） 情報発信要件
府民の理解を促進するため、法人の活動について、積極的かつ適切に情報を発信し、更新していること
- （３） 寄附金要件
次の①又は②に該当すること（実績判定期間中の年平均）
 - ① 年間の総収入に占める寄附金収入の割合が5分の1以上
 - ② 年3,000円以上の寄附者が年平均50人以上
- （４） 協働要件
さまざまな団体と協働して、府内の地域課題の解決に向けた活動を行っていること
- （５） 事業活動において共益的な活動の占める割合が50%未満であること
- （６） 運営組織及び経理が適切であること
- （７） 事業活動の内容が適正であること
- （８） 情報公開を適切に行っていること
- （９） 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- （10） 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- （11） 設立の日から1年を超える期間が経過していること

※ 指定の基準の概要については23頁から26頁を、詳細については27頁から38頁を参照してください。

IV 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当するNPO法人は条例指定を受けることができません（条例6）。

- ① 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人
 - イ 認定、仮認定又は指定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日より前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ NPO法、暴力団員不当行為防止法、大阪府暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法

204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

二 暴力団又はその構成員等

- ② 認定、仮認定又は指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人
- ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団若しくは暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人、又は大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団密接関係者である法人

※ 欠格事由の概要については26頁を、詳細については37頁から38頁を参照してください。

※ 指定基準を満たしているかどうか、欠格事由に該当しないかどうかを簡易的に自己チェックするための「簡易自己チェックシート」を7頁から22頁に掲載していますのでご活用ください。

なお、「簡易自己チェックシート」は、指定基準等を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全てのチェック項目が「適」となった場合でも必ず指定を受けることができるとは限りませんのでご注意ください。

V 指定の有効期間等

指定の有効期間は、大阪府の条例により指定された日から起算して5年となります（条例8）。

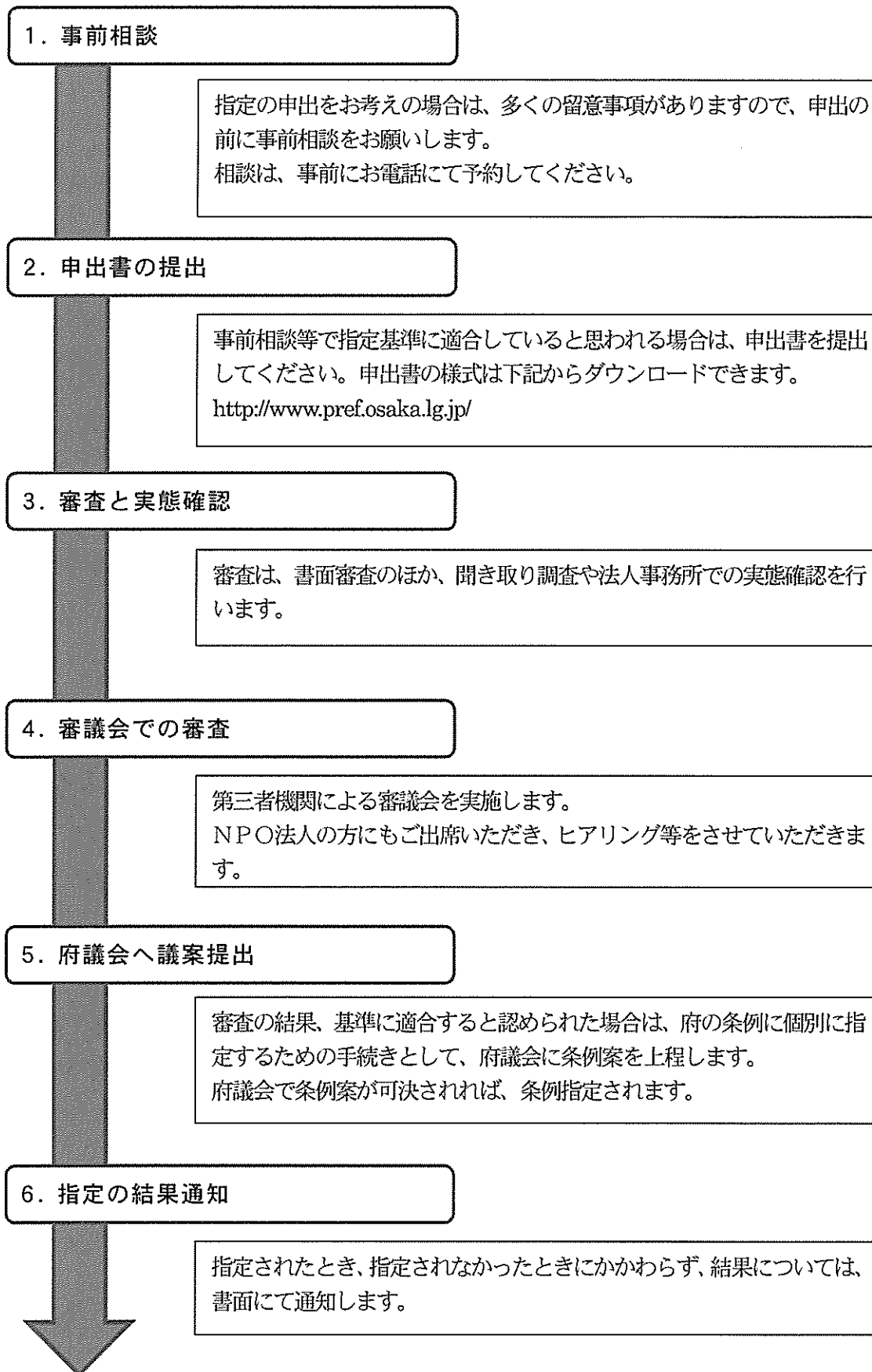
なお、指定の有効期間の満了後、引き続き、条例指定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする条例指定NPO法人は、その指定の更新を受ける必要があります（条例8①）。

VI 指定の失効

条例指定NPO法人は、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、その条例指定を取消します（条例17）。

- ① 欠格事由に該当するとき
- ② 偽りその他不正の手段により条例指定又は条例指定の更新がされたとき
- ③ 正当な理由がなく、改善命令に従わないとき
- ④ 指定の有効期間が経過したとき
- ⑤ 指定の更新の申出をした場合、NPO法人が指定の基準に適合しないとき
- ⑥ 条例指定NPO法人が条例指定NPO法人でないNPO法人と合併をした場合、合併後のNPO法人が指定の基準に適合しないとき
- ⑦ 条例指定NPO法人から指定の取消しの申出があったとき
- ⑧ 条例指定NPO法人が解散したとき

VII 府条例指定NPO法人になるための手続き・フローについて



VIII 条例指定NPO法人になった後に行うこと

1. 役員報酬規定等の提出

毎事業年度初めの3ヵ月以内に、役員報酬や職員給与の支給に関する規程や前事業年度の収益の明細に関する書類等を大阪府に提出しなければなりません。

2. 役員報酬規定等の備置き、情報の公開等

条例指定NPO法人は、上記1. で大阪府に提出した書類や指定の申出書に添付した書類等を法人の事務所に備え置くとともに、閲覧や謄写の請求があったときは、事務所において閲覧又は謄写させなければなりません。

3. 寄附金について

寄附した個人が個人府民税の税額控除を受けるためには、寄附者の居住市町村の税務担当窓口へ申告する必要がありますが、その申告には、条例指定NPO法人が寄附金を受け入れた際に寄附者に交付する「寄附金受領証明書」の添付が必要となります。

この「寄附金受領証明書」には、寄附者の住所及び氏名、受領金額、受領年月日、受領者である法人の名称及び主たる事務所の所在地等の記載が必要になりますので、ご注意ください。

また、条例指定NPO法人は、寄附者の氏名及び住所、寄附金額、受領年月日を記載した「寄附者名簿」を事業年度ごとに作成し、保存する必要があります。

なお、上記の「寄附者名簿」のうち、寄附者の方に、寄附金控除を目的に氏名等の個人情報を大阪府及び市町村に提出することの了解を得ていただき、了解いただいた方々の名簿を作成の上、寄附を受けた翌年の2月末までに大阪府にご提出ください。

簡易自己チェックシート

- 条例指定NPO法人としての指定を受けるためには、条例に定められた次に掲げる指定基準に適合する必要があります。
- 条例指定NPO法人としての指定を受けるための申出書の提出を検討されている方は、まず、以下の12項目のチェックポイントを確認してください。
- 項目③、⑤D・E、⑨、⑩イ・ロ、⑪は実績判定期間において、項目①、④、⑤A・B・C、⑥、⑦、⑧は、条例指定時まで継続して、各指定基準に適合しておく必要があります。
- 実績判定期間とは、指定基準等の判定対象となる期間のことです。チェックに当たっては、直前に終了した事業年度以前の5事業年度分(初めて指定の申出をする法人の場合は、2事業年度分)について、ご確認ください。詳しくは、次のページでご確認ください。

《チェックポイント》

① 大阪府内に事務所を設置している(P9)	適・否
② 法人の事業活動について、積極的かつ適切に情報発信を行っている(P)	適・否
③ イ【相対値基準】収入金額に占める寄附金の割合が20%以上である(P19) 又は ロ【絶対値基準】年3,000円以上の寄附者の数が平均50人以上である(P20)	適・否
④ 他の団体と協働して、地域課題の解決に向けた活動を行っている(P21)	適・否
⑤ 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である(P14)	適・否
⑥ 運営組織及び経理が適切である(P15)	適・否
⑦ 事業活動の内容が適正である(P16)	適・否
⑧ 情報公開を適切に行っている(P17)	適・否
⑨ 所轄庁に対して事業報告書などを提出している(P10)	適・否
⑩ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない(P)	適・否
⑪ 設立の日から1年を超える期間が経過している(P21)	適・否
⑫ 欠格事由のいずれにも該当しない(P22)	適・否

ご注意ください！

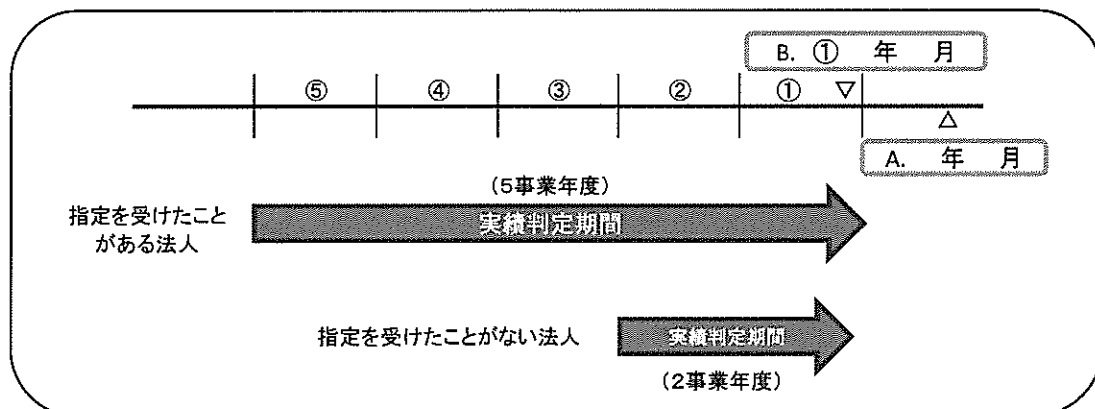
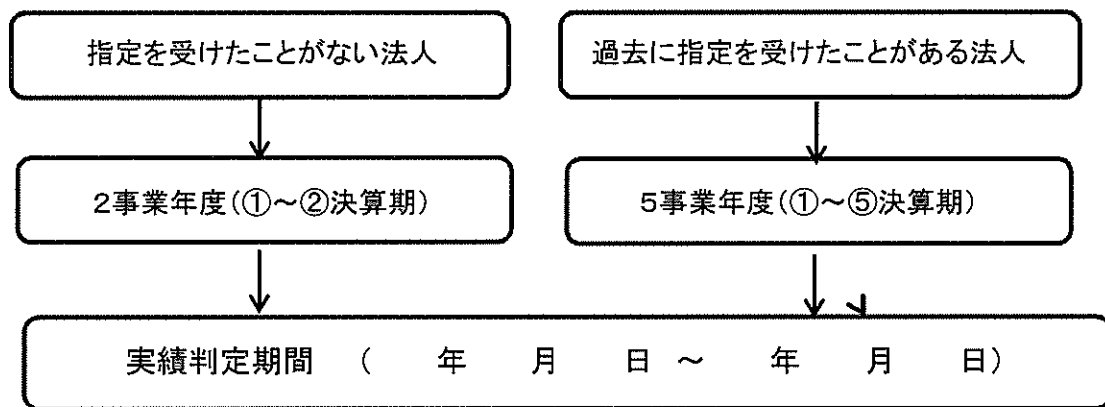
- このチェックシートは、指定基準を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全てのチェック項目が「適」となった場合でも必ず指定を受けることはできません。
- ご不明な点がある場合や指定基準等の具体的な手続等についてお尋ねになりたい場合には、お気軽にお問い合わせください。

— 実績判定期間について —

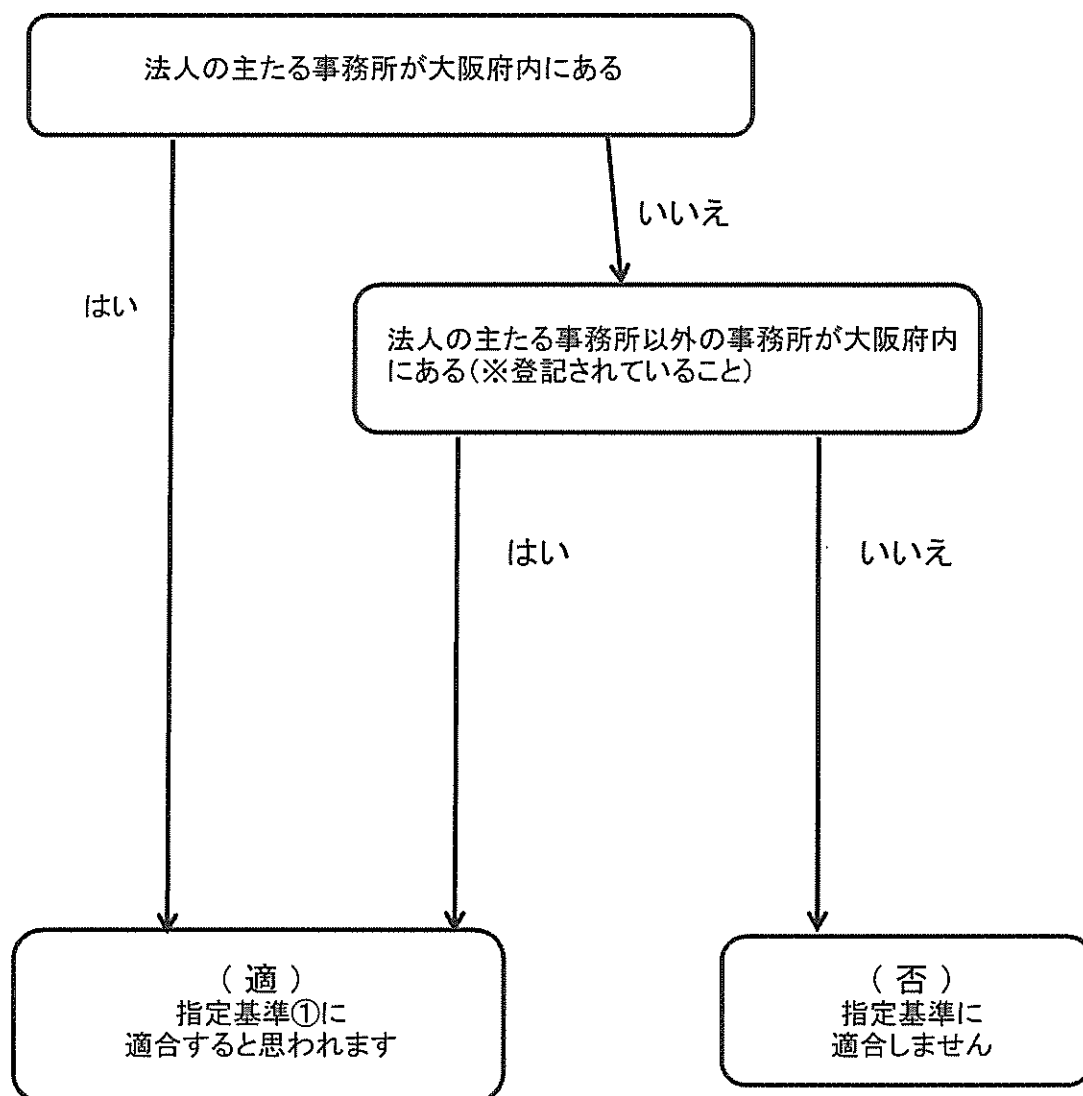
- 実績判定期間とは、指定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(過去に指定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

A. 申出(予定)年月日 (年 月 日)	B. 直前終了事業年度 (① 年 月 日 ~ 年 月 日)
---------------------------------------	----------------------------------

Bの1年前事業年度	② (年 月 日 ~ 年 月 日)
Bの2年前事業年度	③ (年 月 日 ~ 年 月 日)
Bの3年前事業年度	④ (年 月 日 ~ 年 月 日)
Bの4年前事業年度	⑤ (年 月 日 ~ 年 月 日)

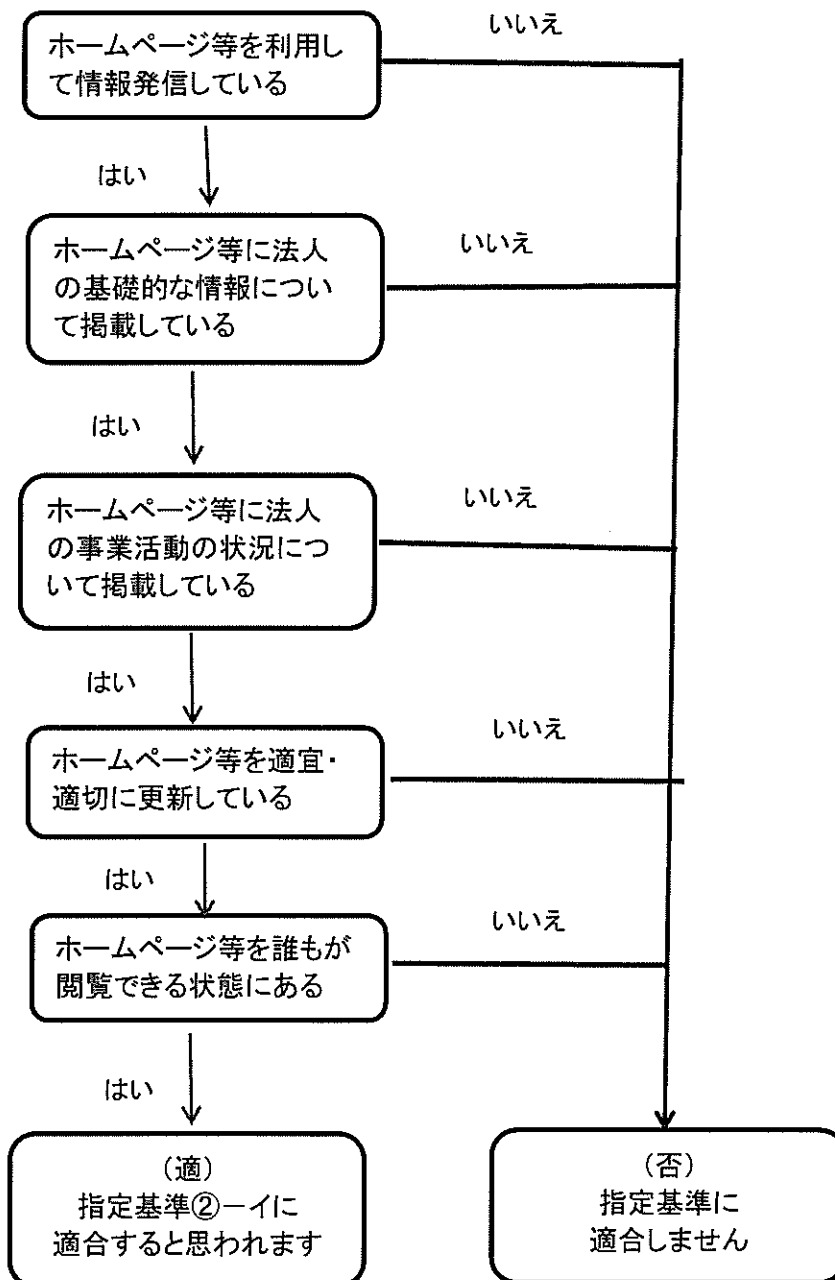


指定基準① — 事務所の所在地について —



☆指定基準②(情報発信要件)については、イ・ロのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。

指定基準②-イ ー 情 報 発 信 要 件 ー

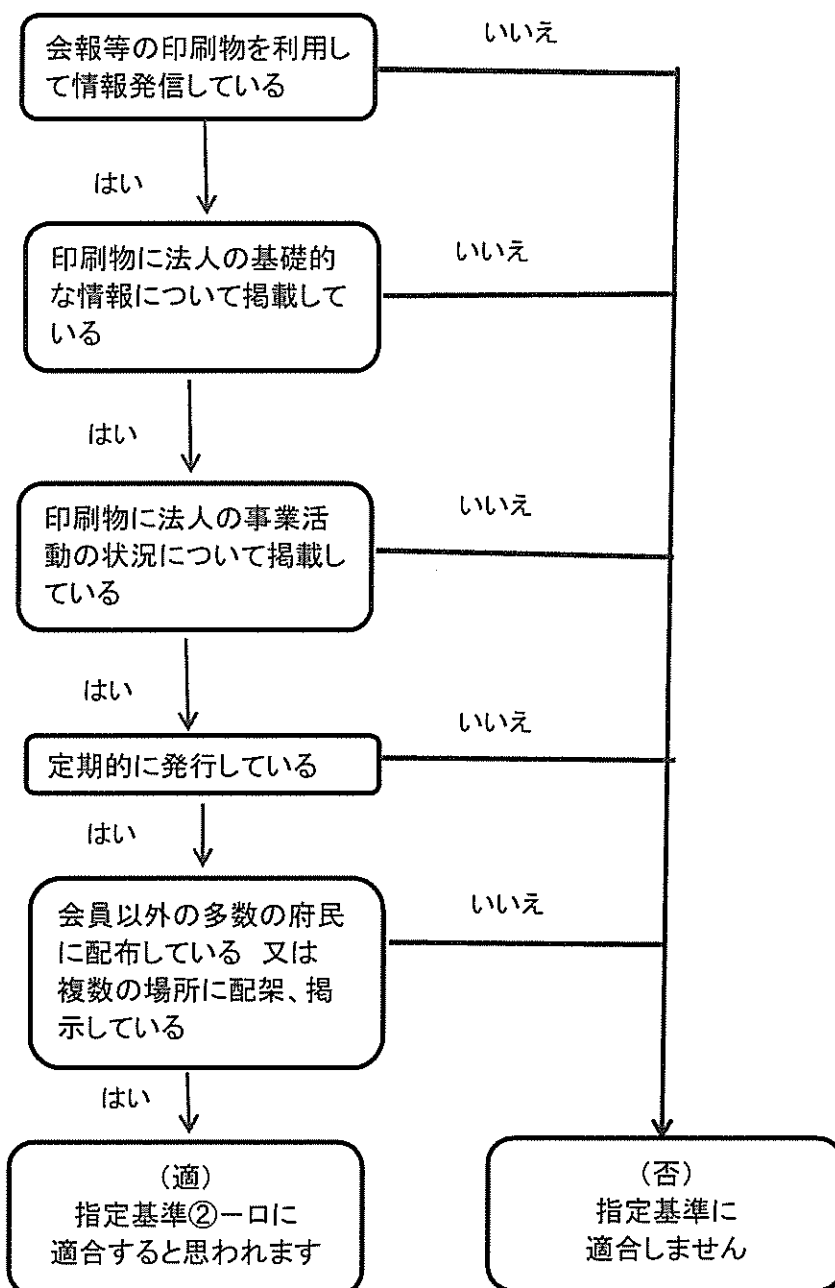


※基礎的な情報・・・法人の名称、主たる事務所及びその他事務所の所在地、
連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス 等)、代表者氏名、
法人の目的

※事業活動の状況・・・事業の実施状況及び実施予定、事業の成果等

☆指定基準②(情報発信要件)については、イ・ロのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。

指定基準②-ロ ー 情 報 発 信 要 件 ー



※基礎的な情報・・・法人の名称、主たる事務所及びその他事務所の所在地、
連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス 等)、代表者氏名、
法人の目的

※法人の活動状況・・・事業の実施状況及び実施予定、事業の成果等

☆ 指定基準③(寄附金要件)については、イ、ロのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。

指定基準等③-イ

寄附金要件
【相対値基準】

実績判定期間における

A. 活動計算書の「総収入金額 ^(注) 」	(	円)
B. 国・地方公共団体からの補助金等	(	円)
C. 資産売却による臨時収入	(	円)
D. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(	円)
E. 氏名又は名称が明らかなでない寄附金	(	円)
F. 差引金額(A - B - C - D - E)	(	円)

(注)「総収入金額」欄には、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。

実績判定期間における

G. 受け入れた「寄附金総額 ^(注) 」	(	円)
H. 同一者からの寄附金のうち、Gの10%を超える額の合計	(	円)
I. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(	円)
J. 氏名又は名称が明らかなでない寄附金	(	円)
K. 差引金額(G - H - I - J)	(	円)

(注)対価性のない助成金等を含みます。



$$\frac{K \text{ の金額 () }}{F \text{ の金額 () }} \geq 20\% \text{ である}$$

はい

いいえ

(適)
指定基準③-イに
適合すると思われます

(否)
指定基準に
適合しません

※ 初めて指定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申出書に添付してください。

☆ 指定基準③(寄附金要件)については、イ、ロのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。

指定基準③-ロ

寄附金要件
【絶対値基準】

実績判定期間において、年間3,000円以上の寄附者の数が年平均50人以上である。

はい

いいえ

(適)

指定基準③-ロに
適合すると思われます

(否)

指定基準等に
適合しません

(注意事項)

- 寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。
- 寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- 申出法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

★ 実績判定期間中に、年3,000円以上の寄附者が50人以上でない事業年度がある場合には、次の算式により年平均50人となるかどうか判定してください。

★ 実績判定期間中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えます。

実績判定期間月数(A)					年3,000円以上の寄附者数(B)	
①	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
②	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
③	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
④	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
⑤	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
合 計					月	人

Bの合計() × 12

=

年平均

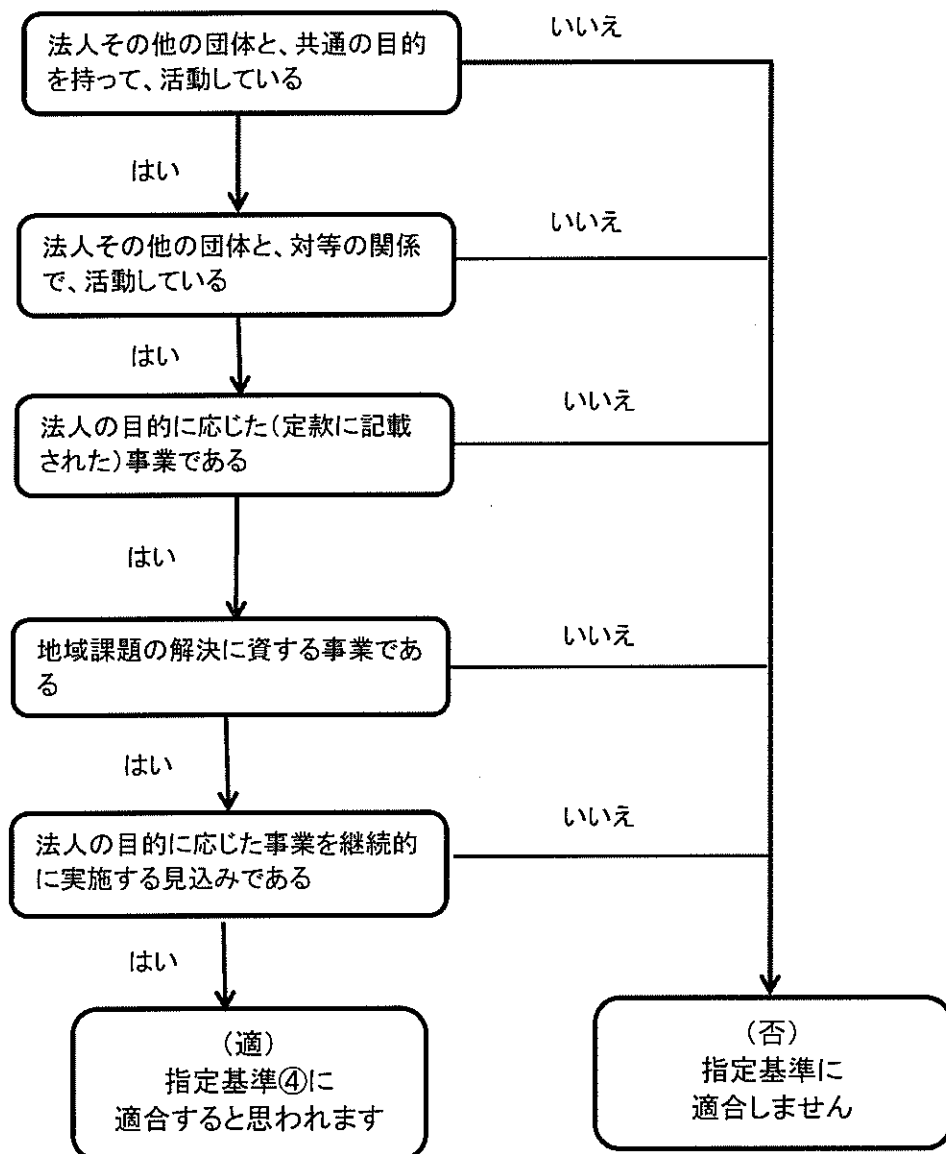
人

≥ 50

Aの合計()

※ 初めて指定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

指定基準④ — 協働要件 —



※ 法人その他の団体…国や府、市町村などの行政、学校や病院、企業などの法人格を有する団体のほか、自治会やボランティアグループなどの任意団体をいいます。ボランティアは含みません。

指定基準⑤ — 活動の対象について —

実績判定期間における事業活動

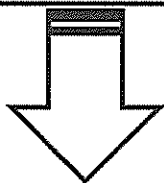
A. 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供

B. 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行

C. 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動

D. 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動

E. 特定の者の意に反した行為を求める活動



AからEの事業活動の割合は、NPO法人の事業活動全体の50%未満である

はい

いいえ

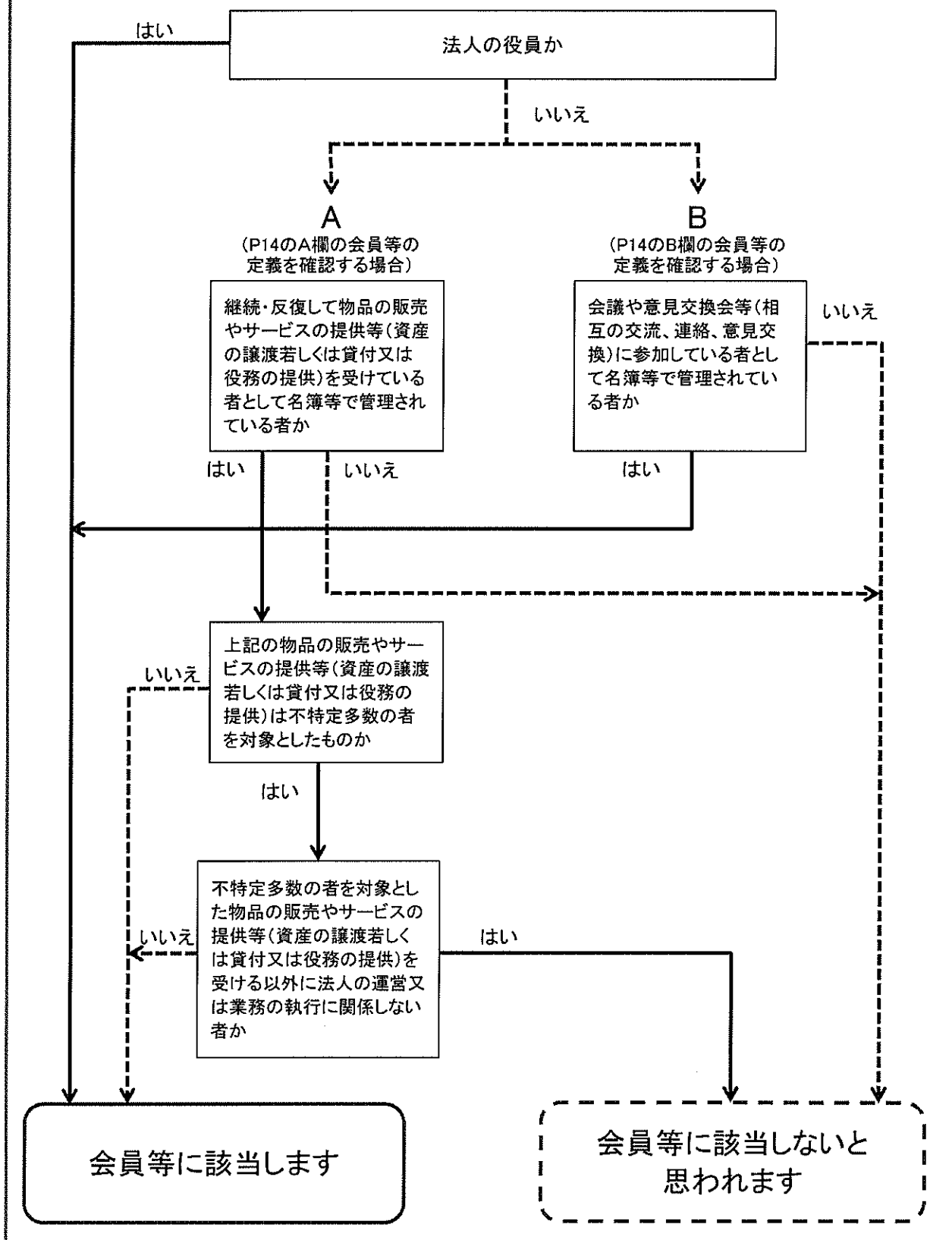
(適)

指定基準等⑤に
適合すると思われます

(否)

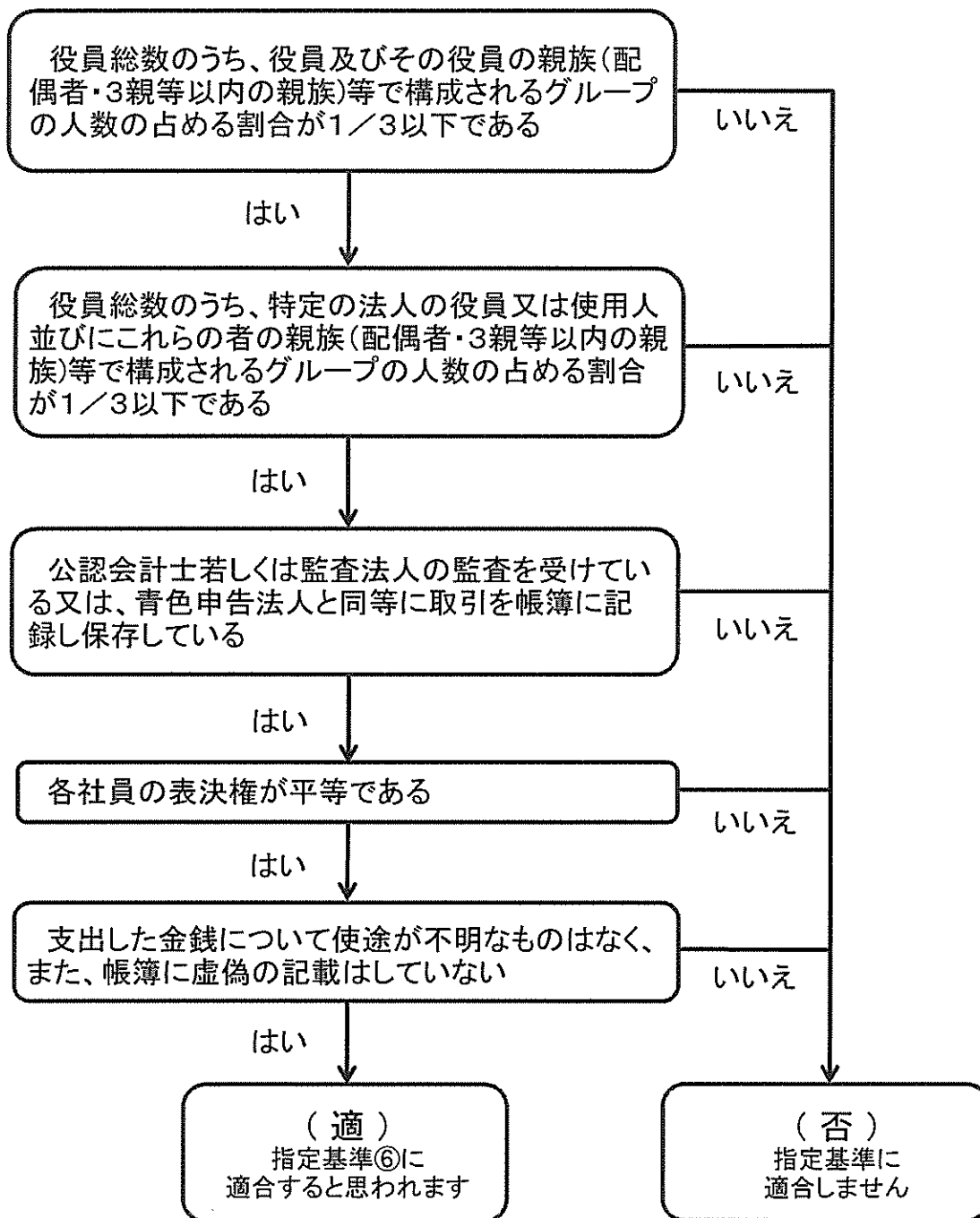
指定基準等に
適合しません

※ 「会員等」の定義については、次ページを参照願います。



指定基準⑥

— 運営組織及び経理について —

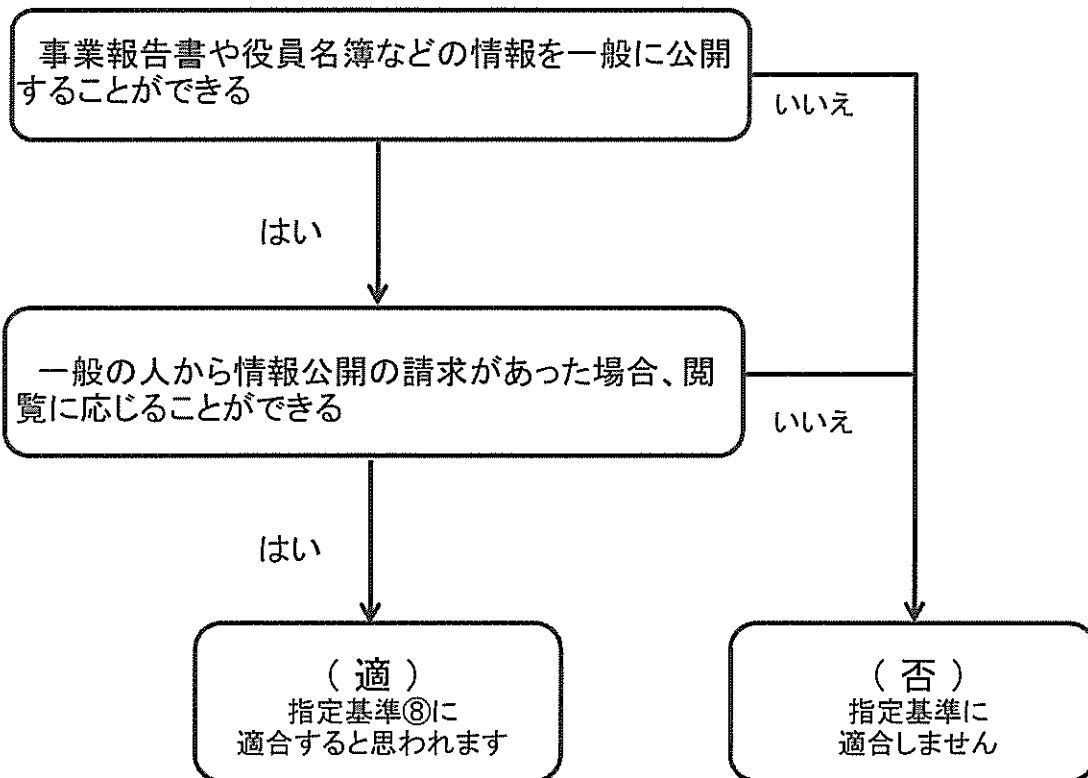


指定基準⑦ — 事業活動について —

A. 宗教活動及び政治活動は行っていない	いいえ	(否) 指定基準に適合しません
はい		
B. 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族(配偶者・3親等以内の親族)等に対して特別の利益を与えていない	いいえ	
はい		
C. 営利を目的とした事業を行う者や上記Aの活動を行う者又は特定の公職の候補者(公職にある者)に寄附を行っていない	いいえ	
はい		
D. <u>実績判定期間</u> において次の割合は80%以上である	いいえ	(否) 指定基準に適合しません
特定非営利活動に係る事業費 (円) 総事業費 (円)		
はい		
E. <u>実績判定期間</u> において次の割合は70%以上である	いいえ	(否) 指定基準に適合しません
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額 (円) 受入寄附金の総額 (円)		
はい		(適) 指定基準⑦に適合すると思われます

※ 事業費とは、法人の事業の目的のために直接要した費用で管理費以外のものをいいます。

指定基準⑧ — 情報公開について —



※ 閲覧の対象となる書類

- ・ 事業報告書等、役員名簿及び定款等
- ・ 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ・ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ・ 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
- ・ 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し
- ・ 海外への送金又は金銭の持ち出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合等に所轄庁に提出した書類の写し

指定基準⑨ — 所轄庁への書類提出について —

各事業年度において、事業報告書等を所轄庁に提出している

いいえ

はい

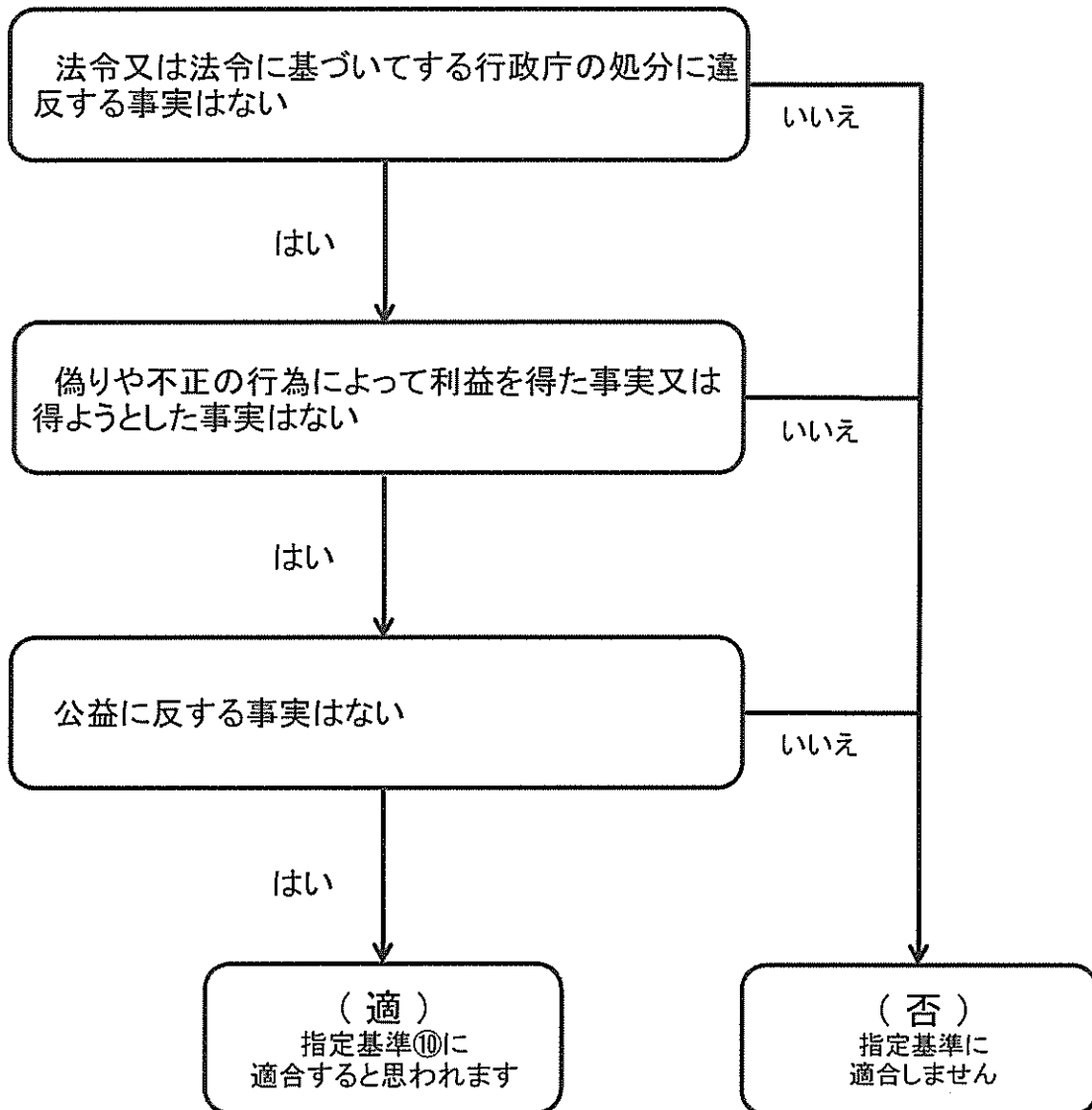
(適)
指定基準⑨に
適合すると思われます

(否)
指定基準に
適合しません

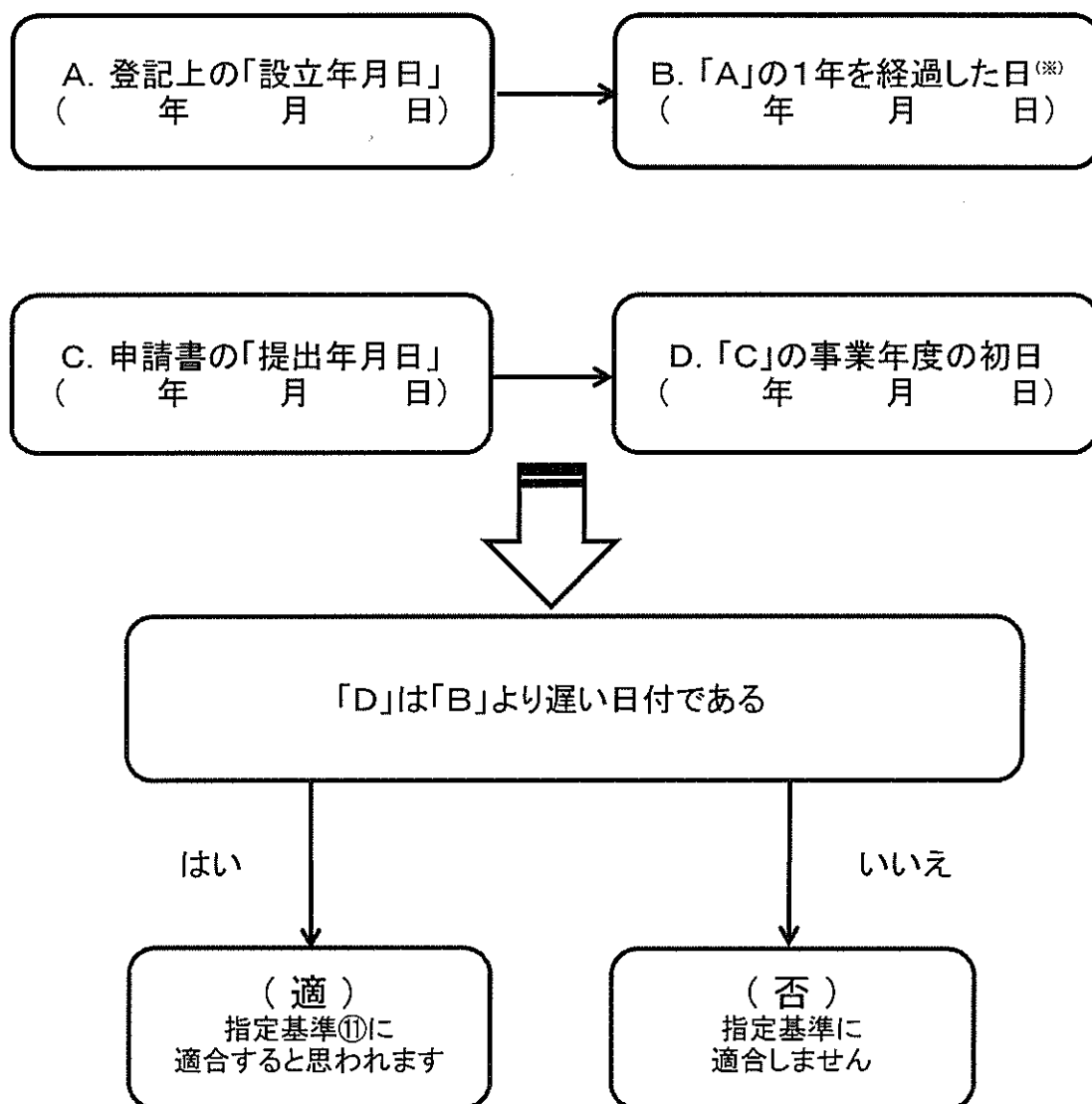
※ 事業報告書等

- ・ 事業報告書
- ・ 財産目録
- ・ 貸借対照表
- ・ 活動計算書
- ・ 年間役員名簿
- ・ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

指定基準⑩ — 不正行為等について —



指定基準⑪ — 設立後の経過期間について —



※ 合併によって設立したNPO法人が申出を行う場合は、各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

また、合併によって存続したNPO法人が申出を行う場合は、合併法人及び各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

— 欠 格 事 由 に つ い て —

○役員のうちに、次のA～Dのいずれかに該当する者がある

A. 認定、仮認定又は指定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

B. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

はい

C. NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法、又は大阪府暴力団防止条例に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

D. 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（J. において「暴力団の構成員等」といいます。）

いいえ

E. 認定、仮認定又は指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない

はい

いいえ

F. 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

はい

いいえ

G. 国税又は地方税の滞納処分が執行されているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

はい

いいえ

H. 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない

はい

いいえ

○次のいずれかに該当する法人

I. 暴力団

J. 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人、暴力団密接関係者

はい

いいえ

(適)
欠格事由に該当
しないと思われます

(否)
欠格事由に該当します

第2章 指定基準・欠格事由について

1 指定基準の概要

条例指定 NPO 法人としての指定を受けるためには、その運営組織及び事業活動が適正であって、法人の活動が府民等の支持を得た公益性の高いものと認められることにつき、次に掲げる(1)から(11)までの指定基準に適合する必要があります(条例4①)。

次表は指定基準等の概要をまとめたものですが、詳細については27頁以降をご覧ください。

項 目	指 定 基 準 の 概 要
(1) 事務所要件について	大阪府内に事務所を有していること
(2) 情報発信要件について	府民の理解を促進するため、法人の活動について、積極的かつ適切に情報を発信し、更新していること。 次の基準のいずれかに適合すること。 1 法人の事業活動について、ホームページなどの電子通信の技術を利用する方法により、不特定多数のものが法人の事業活動に係る情報の提供を受けることができる状態に置いていること 2 法人の事業活動について掲載された会報等を継続的に発行し、会員以外の府民等に配布し、又は閲覧させていること
(3) 寄附金要件について	広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として、次の基準のいずれかに適合すること。 1 相対値基準 実績判定期間における 寄附金等収入金額 ÷ 経常収入金額 $\geq \frac{1}{5}$ (注) 実績判定期間の詳細については、39～40頁を参照してください。 寄附金等収入金額、経常収入金額の詳細については、33～35頁を参照してください。 2 絶対値基準 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均50人以上であること。 (注1) 氏名又は名称及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。 (注2) 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。 (注3) 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。
(4) 協働要件について	法人その他の団体と連携し、及び協働して、地域課題の解決に資する特定非営利活動に係る事業を府内で、現に行っており、かつ、その事業の継続が見込まれること

(5) 活動の対象について	実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること。 イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動 ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動 ニ 特定の者の意に反した活動
(6) 運営組織及び経理について	次のいずれの基準にも適合していること。 イ 運営組織が次のいずれにも該当すること。 ① $\frac{\text{役員のうち職階に就する者で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の総数}} \leq \frac{1}{3}$ ② $\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の総数}} \leq \frac{1}{3}$ ロ 各社員の表決権が平等であること。 ハ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第53条～第59条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。 ニ 不適正な経理を行っていないこと。
(7) 事業活動について	次のいずれの基準にも適合していること。 イ 次に掲げる活動を行っていないこと。 ① 宗教活動 ② 政治活動 ③ 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動 ロ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活動を行う者または特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと。 ハ $\frac{\text{実績判定期間における特定非営利活動に係る事業費}}{\text{総事業費}} \geq 80\%$ ニ $\frac{\text{実績判定期間における受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額}}{\text{受入寄附金総額}} \geq 70\%$
(8) 情報公開について	次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。 イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ ① 各指定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ② 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ③ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類
(9) 事業報告書等の提出について	各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提出していること。

(10) 不正行為等について	法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと。
(11) 設立後の経過期間について	条例指定の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

上記基準のうち、(3)、(5)、(7)ハとニ、の基準は、実績判定期間において適合する必要がありますが、(1)、(2)、(4)、(6)、(7)イとロ、(8)、(9)、(10)の基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく、指定時まで適合している必要があります。(ただし、実績判定期間内に指定を受けていない時期が含まれる場合には、その期間については(8)ロ)の基準を除きます。

指定を受けた後に、指定基準の(1)、(2)、(4)、(6)、(7)イとロ、(9)、(10)に適合しなくなった場合には、知事は指定を取り消すことができます(条例17)。

2 欠格事由の概要

指定基準の規定にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定を受けることができません（条例6）。

次表は各欠格事由の概要をまとめたものですが、詳細については37頁～38頁をご覧ください。

項 目	欠 格 事 由 の 概 要
(1) 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある	NP0 法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。 1 認定 NP0 法人が認定を取り消された場合、仮認定 NP0 法人が仮認定を取り消された場合又は条例指定 NP0 法人が条例指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定 NP0 法人、当該仮認定 NP0 法人又は当該指定 NP0 法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 3 法若しくは暴力団員不当行為防止法、大阪府暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 4 暴力団の構成員等
(2) 認定等取消の日から5年を経過していない	認定、仮認定又は条例指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない場合には、欠格事由に該当します。
(3) 定款又は事業計画書の内容が法令に違反している	NP0 法人の定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反している場合には、欠格事由に該当します。
(4) 国税又は地方税の滞納処分を受けている	国税又は地方税の滞納処分の執行がされている NP0 法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない NP0 法人は、欠格事由に該当します。
(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過していない	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない NP0 法人は、欠格事由に該当します。
(6) 次のいずれかに該当する	NP0 法人が次のいずれかに該当する場合は、欠格事由に該当します。 1 暴力団 2 暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制の下にある、又は大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団密接関係者

メモ

3 条例指定 NPO 法人としての指定を受けるための基準

条例指定 NPO 法人としての指定を受けるためには、次の(1)～(11)の指定基準に適合する必要があります(条例4①)。

(1) 事務所要件

大阪府内に事務所を有していること

(解説)

実績判定期間において、大阪府内に事務所を有していることが必要(条例4①一)。

事務所の主たる、従たるは問いませんが、登記されていることが必要です。

他府県内に主たる事務所があり、府内にその他の事務所を設けている場合も可。

(2) 情報発信要件

府民等の理解を促進するため、法人自らが法人の活動について、積極的かつ適切に情報を発信し、更新していること

情報発信要件の判定に当たっては、次のいずれかの基準を選択できます。

①電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、不特定かつ多数のものが当該特定非営利活動法人の特定非営利活動に係る情報の提供を受けることができる状態に置いていること

②会報その他に類する印刷物を継続的に発行し、及びこれを会員外の府民等に配布し、又は閲覧させていること

(解説)

①電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、不特定かつ多数のものが当該特定非営利活動法人の特定非営利活動に係る情報の提供を受けることができる状態に置いていること。(条例4①二イ)

「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」とは、インターネットを利用したホームページによる方法などをいいます。

○法人自らがホームページを開設するだけでなく、他団体が開設している情報開示ポータルサイトを活用して情報発信してもかまいません。

○ホームページ等には、以下の法人の基礎的な情報及び事業活動の状況を掲載していることが必要です。

【基礎的な情報】

- ・法人名称
- ・主たる事務所及び従たる事務所の所在地
- ・連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレスなど)
- ・代表者氏名
- ・法人の目的

【事業活動の状況】

- ・事業の実施状況
- ・事業の実施予定

・事業の成果

※法人の定款に記載された目的・事業に適合した特定非営利活動による事業であること

○ホームページ等への掲載内容を適宜更新していることが必要です。法人の事業活動に応じて更新していれば、年間の更新回数は問いませんが、常に最新の情報を掲載していることが必要です。

「不特定かつ多数のものが当該特定非営利活動法人の特定非営利活動に係る情報の提供を受けることができる状態」とは、ホームページなどで、誰もが情報を閲覧できる状態をいいます。

○ホームページの閲覧等の利用が会員限定である場合は、不可。

②会報その他に類する印刷物を継続的に発行し、及びこれを会員以外の府民等に配布し、又は閲覧させていること。(条例4①二ロ)

「会報その他これに類する印刷物」とは、法人の定款に記載された目的・事業に適合した活動が掲載された法人が発行する印刷物をいいます。

○名称は問いません。例えば、「会報紙」、「活動案内」などでも可。

○会報等には、以下の法人の基礎的な情報及び事業活動の状況を掲載していることが必要です。

1つの印刷物に全て掲載されているのではなく、複数の印刷物に分かれていてもかまいません。

例えば、法人のパンフレットに基礎的な情報を掲載し、会報で事業活動の状況について掲載している場合なども可能です。

【基礎的な情報】

- ・法人名称
- ・主たる事務所及び従たる事務所の所在地
- ・連絡先（電話番号、FAX 番号、メールアドレスなど）
- ・代表者氏名
- ・法人の目的

【事業活動の状況】

- ・事業の実施状況
- ・事業の実施予定
- ・事業の成果

※法人の定款に記載された目的・事業に適合した特定非営利活動による事業であること

「継続的に発行」とは、法人の事業活動に応じて、継続して発行していることをいいます。

○年間の発行部数や回数は問いません。

「会員外の府民等に配布し、又は閲覧させていること」とは、会員以外の府民に会報誌等を送付している、又は、府民が閲覧できる場所に配架している状態をいいます。

○会報誌の配布は、不特定多数の府民を対象としていることが必要であり、例えば、NPO法人の会員限定である場合は、不可。

【配架場所の例示】

大阪府内に立地する、

- ・学校
- ・病院
- ・図書館
- ・市民活動センター
- ・市民会館
- ・子育て支援センター
- ・駅等の公共交通機関 など

(3) 寄附金要件

寄附金要件の判定に当たっては、次のいずれかの基準を選択できます。

① 相対値基準 《算式1又は2》

実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であること。

② 絶対値基準 《算式3》

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均50人以上であること（33頁参照）。

（注1）寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。

（注2）寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。

（注3）申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

【算式】

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 50 \text{ 人}$$

《算式1》 相対値基準

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額}}{\text{経常収入金額}} \geq \frac{1}{5}$$

【経常収入金額とは？】

総収入金額 - イの金額

【寄附金等収入金額とは？】

受入寄附金総額 - ロの金額 + ハの金額

（解説）

実績判定期間における経常収入金額（総収入金額^{（注1）}からイの金額を控除した金額）のうちに寄附金等収入金額（受入寄附金総額からロの金額を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それにハの金額を加算した金額）の占める割合が5分の1以上であること（条例4①三イ）。

(注1) 総収入金額とは、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額です。ただし、活動計算書にボランティア受入評価益、施設等受入評価益等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額については、経常収益計から控除することとなります。

イの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（条例4①一イ(Ⅱ)、規則6）

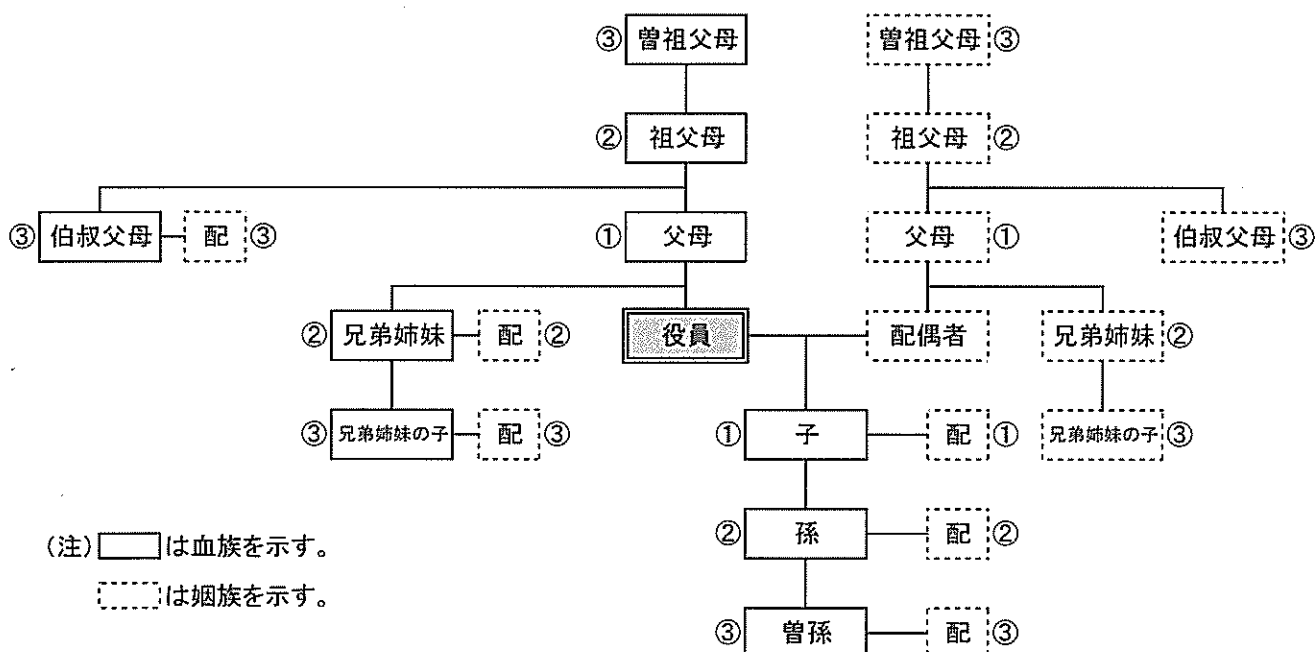
- ① 国等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。以下同じです。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- ⑦ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

(注2) 役員が寄附者の場合、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（規則9）。

上記の「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（規則18）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

《3親等以内の親族図》



□の金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（条例4①三イ(2)、規則8）

① 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額に相当する金額

② 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないものの合計額

③ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

（注3） 役員が寄附者の場合は、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（貴意即9）。

上記「特殊の関係」については、**イの金額**（注2）をご覧ください。

（注4） 「一者当たり基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の100分の10を超える部分の金額をいいます。ただし、特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附金については、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の100分の50を超える部分の金額となります（規則7）。

（注5） 「一者当たり基準限度超過額」及び「1,000円未満（同一の者からの合計額）の寄附金」の判定については、実績判定期間に受け入れた寄附金の合計額で計算します（条例4①三イ、規則8）。

ハの金額（条例4①三イ(3)、法規4）

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(3)活動の対象に関する基準」に定める割合（27頁参照）を乗じて計算した金額をいいます。）を控除した金額（ただし、受入寄附金総額－**□の金額**を限度とします。）

（注6） **ハの金額**を相対値基準の分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります（規則4）。

（イ） 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

（ロ） 社員（役員並びに役員の配偶者及び3親等以内の親族関係並びに役員と特殊の関係のある者を除きます）

「特殊の関係」については、**イの金額**（注2）と同様です。）の数が20人以上であること。

（注7） 上記の「共益的な活動等に係る部分の金額」とは、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合（27頁(3)の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。）を乗じた金額をいいます。

《算式2》 相対値基準（国の補助金等を算入する場合）

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額} + \text{ホの金額}}{\text{経常収入金額} + \text{ニの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注） 国の補助金等をPSTに算入するか否か選択適用可能

（解説）

国の補助金等を受け入れている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分子・分子に算入することが可能です（規則26）。ただし、分子に算入する国の補助金等の額（**ホの金額**）は、受入寄附金総額から**□の金額**（35頁参照）を控除した金額が限度となります（分母には、国の補助金等の額の全額（**ニの金額**）を算入します。）。

上記算式のうち、寄附金等収入金額及び経常収入金額については、《算式1》（34頁）を参照してください。

二の金額 (規則 26)

国の補助金等の全額

ホの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額 (規則 26)

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額からロの金額 (35 頁参照) を控除した金額

《算 式 3》 絶対値基準

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上の寄附者の合計人数}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 \geq 50 \text{ 人}$$

- (注) 1 寄附者の氏名 (法人にあっては、その名称) 及びその住所の明らかな寄附者のみを数えます。
2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
3 寄附者が、その NPO 法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。
4 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。

(解説)

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上である寄附者の数の合計数が年平均 50 人以上であること (条例 4①三口、規則 11)。

なお、実績判定期間の各事業年度単位で、年 3,000 円以上の寄附者数が 50 人以上となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合することとなります。

(4) 協働要件

各事業年度において、法人その他の団体と連携し、及び協働して、地域の課題の解決に資する特定非営利活動に係る事業を府内で現に行っており、かつ、その事業の継続が見込まれること

(解説) (条例 4①四)

「法人その他の団体」とは、国や府、市町村などの行政、学校や病院、企業などの法人格を有する団体のほか、自治会やボランティアグループなどの任意団体をいいます。

○「法人その他の団体」には、「ボランティア」は含みません。

「連携し、及び協働して」とは、①から③を満たす活動をいいます。

①共通の目的を持っていること

法人その他の団体と NPO 法人が同じ目的を持って活動することが必要です。

②目的達成のため、対等の関係であること

互いにアイデアを出し合い、意見交換の下、事業を実施していることをいいます。

③互いの特性を発揮していること

NPO 法人の目的に応じた (定款に記載された) 特定非営利活動に係る事業であることが必要です。

その他事業としての事業である場合は、該当しません。

「事業の継続が見込まれること」とは、地域課題の解決に向けて実施している事業が一過性のものではなく、将来的にも実施される見込みがあることをいいます。

○現在実施している、NPO法人の目的に応じた活動を今後も実施する意思があり、今後の事業展開や活動計画を考えるなど、継続的な実施に取り組んでいること

○継続的に特定非営利活動を行うために必要な財政基盤を有していることが必要です。

(5) 活動の対象に関する基準

実績判定期間における

- イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動
- ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動
- ニ 特定の者の意に反した活動

の事業活動に占める割合 < 50%

(解説)

実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること(条例4①五)。

(注) 上記の割合は、そのNPO法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標によりその事業活動のうちにイ、ロ、ハ、ニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます(規則13)。

イ 会員又はこれに類する者(NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者を除きます。以下「会員等」といいます。)に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他一定のものを除きます。)

(注1) 会員に類する者とは、次に掲げる者をいいます(規則14)。

① 当該申出に係るNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、NPO法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、そのNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者

② 当該申出に係るNPO法人の役員

(注2) NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者とは、NPO法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外のNPO法人の活動に関係しない者をいいます(規則15)。

(注3) その他一定のものとは、次に掲げるものをいいます(規則16)。

① そのNPO法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね10%程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他その資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額(②において「付随費用の実費相当額」といいます。)以下のものを会員等から得て行うもの

② そのNPO法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第4条第1項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がそのNPO法人に支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの

- ③ 法別表 19 号に掲げる活動又は同表第 20 号の規定により同表第 19 号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定 NPO 法人である会員等（※ 1）が参加しているものに限ります。）に対する助成

※ 1 旧民法法人のうち、特定公益増進法人の認定の有効期間内のものを会員等とする場合を含みます（法規附則 3④）。

2 旧民法法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第 38 条（民法の一部改正）の規定による改正前の民法第 34 条の規定により設立した法人をいいます。

- ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者などその便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動で上記イ（注 3）③に掲げる活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除きます。）

（注 1） 特定の地域とは、一の市町村（東京都の特別区の存する区域及び指定都市にあっては、区。）の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます（法規 15）。

（注 2） 特定の範囲の者のうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」は除いて判定します。

- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

- ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

（6） 運営組織及び経理に関する基準

運営組織及び経理について、次のいずれにも適合していること。

- イ 運営組織が次のいずれにも該当すること

$$\frac{\text{役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の総数}} \leq \frac{1}{3}$$

かつ

$$\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の総数}} \leq \frac{1}{3}$$

- ロ 各社員の表決権が平等であること

- ハ 会計について

公認会計士等の監査を受けていること

または

青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていること

- ニ 不適正な経理を行っていないこと

(解説)

その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準を満たしていること（条例4①六）。

イ 次の割合のいずれについても3分の1以下であること。

- ① 役員の総数のうちに役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族（以下「親族関係を有する者」といいます。）並びに役員と特殊の関係のある者の数の占める割合
- ② 役員の総数のうちに特定の法人（その法人との間に一定の関係のある法人を含みます。以下同じ。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者の数の占める割合

（注1） 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規16）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

（注2） 「一定の関係のある法人」とは、一の者（法人に限ります。）が法人の発行済株式又は出資（以下「発行済株式等」といいます。）の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における一の者と法人との間の関係（以下「直接支配関係」といいます。）にある法人をいいます。

この場合において、次に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなされます（規則19）。

- a 一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合
- b 一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は法人規第53条から第59条までの規定（青色申告法人の帳簿書類の保存）に準じて帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること（規則21）。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理が行われていないこと（規則22）。

(7) 事業活動に関する基準

事業活動が次のいずれも満たしていること

- イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと
- ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと
- ハ 実績判定期間における

$$\frac{\text{特定非営利活動に係る事業費}}{\text{総事業費}} \geq 80\%$$

- ニ 実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額}}{\text{受入寄附金総額}} \geq 70\%$$

(解説)

その事業活動に関し、次に掲げる基準を満たしていること（条例4①七）。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
- ② 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対すること。
- ③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして一定の基準を満たしていること。

(注1) ここにいう「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（規則16、23）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) 「一定の基準」とは、次に掲げる基準をいいます（規則24）。

- a 当該役員の職務の内容、当該NP0法人の職員に対する給与の支給の状況、当該NP0法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
- b 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該NP0法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
- c 役員等に対し役員の選任その他当該NP0法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を

与えないこと。

- d 営利を目的とした事業を行う者、イの①から③に掲げる活動を行う者又はイの③の特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。

(注1) この割合を事業費以外の指標によって算定し、申出書を提出した場合であっても、大阪府知事がその事業費以外の指標によって算定した割合が合理的であると認めた場合には、事業費により算定した割合に代えて、その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基準の判定を行うことができます(規則25)。

(注2) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

(注) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

(8) 情報公開に関する基準

次に掲げる書類を閲覧させること

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

ロ ① 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他規則で定める事項を記載した書類

④ 規則で定める書類

⑤ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類

(解説)

イ及びロの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させること(条例4①ハ)。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

ロ ① 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類(条例4①ハロ)

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類(条例4①ハロ)

③ (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程(条例11②二)

(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他規則で定める事項を記載した書類(条例11②三)

(注) 「規則で定める事項を記載した書類」とは以下のものをいいます(規則29①)

1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

- 2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - 3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
 - ロ 役員等との取引
 - 4 寄附者（当該条例指定 NP0 法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該条例指定 NP0 法人に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - 5 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - 6 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - 7 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が 200 万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日
- (3) 規則で定める書類（条例 11②四）
- (注) 「規則で定める書類」とは以下のものをいいます（規則 29②）
- 条例第四条第一項第六号（ロに係る部分を除く。）、第七号イ及びロ、第八号並びに第十号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第六条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類。
- ④ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類（条例 11③、④）

(9) 事業報告書等の提出に関する基準

各事業年度において、事業報告書等を法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること

(解説)

法第 28 条第 1 項に規定する事業報告書等（前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書、貸借対照表）及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）を第 29 条の規定により提出していること（条例 4①九）。

(10) 不正行為等に関する基準

法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

(解説)

法令及び条例又は法令及び条例に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと（条例 4①十）。

(11) 設立後の経過期間に関する基準

指定の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立に日以後 1 年を超える期間が経過していること

(解説)

申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間がけいかして
いること（条例4⑪十一）

4 欠格事由

欠格事由

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと

イ 役員のうち、次の①から④のいずれかに該当する者がある

- ① 認定、仮認定、条例指定を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
- ③ NP0法若しくは暴力団員不当行為防止法、大阪府暴力団排除条例等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等

ロ 認定、仮認定、条例指定の取消の日から5年を経過しない

ハ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

ニ 国税又は地方税の滞納処分を受けている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過しない

ヘ 次の①、②のいずれかに該当する法人

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人、大阪府暴力団防止条例に規定する暴力団密接関係者

（解説）

欠格事由のいずれかに該当するNP0法人は、指定又は指定の有効期間の更新の基準にかかわらず、指定又は指定の有効期間の更新を受けることができません（条例6）。

イ NP0法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。

- ① 認定NP0法人が認定を取り消された場合、仮認定NP0法人が仮認定を取り消された場合、又は条例指定NP0法人が条例指定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定NP0法人、当該仮認定NP0法人、当該条例指定NP0法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ③ NP0法若しくは暴力団員不当行為防止法、大阪府暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法第204条等^{（注1）}若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等^{（注2）}

（注1）「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条をいいます。

(注2)「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

ロ 認定、仮認定又は条例指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人は、欠格事由に該当します。

ハ NP0 法人の定款又は事業計画書の内容が法令及び条例又は法令及び条例に基づいてする行政庁の処分違反している法人は、欠格事由に該当します。

ニ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

なお、指定及び指定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。

(注1) 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

(注2) 毎事業年度1回所轄庁に提出する役員報酬規程等提出書には、上記の納税証明書の添付は必要ありません。

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

ヘ 次のいずれかに該当する法人は、欠格事由に該当します。

- ① 暴力団
- ② 暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制の下にある法人又は大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者

5 実績判定期間

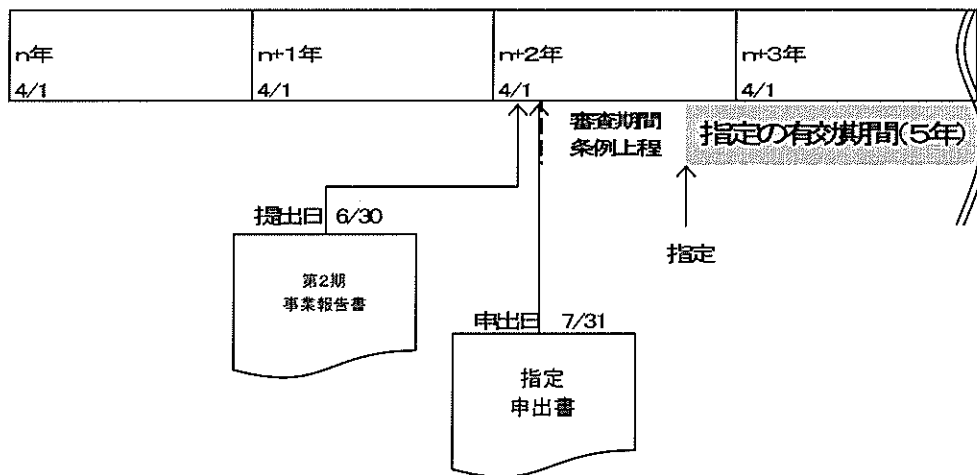
実績判定期間とは、指定又は指定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に指定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます（条例3②五）。

【具体例1】

《過去に指定を受けたことのない法人の申請の場合》

- 事業年度 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 $n+2$ 年6月30日
- 申出書を提出した日 $n+2$ 年7月31日
- 実績判定期間 n 年4月1日（第1期）～ $n+2$ 年3月31日（第2期）

過去に指定を受けたことのない法人が申出を行う場合の実績判定期間は、 n 年4月1日（第1期）から $n+2$ 年3月31日（第2期）までの2年間となり、実績判定期間で算定する指定基準（寄附金要件等）については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。



【具体例2】

指定の有効期間内に更新を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 : n+2年6月30日
- 初回の指定申出書の提出日 : n+3年3月16日
- 指定の有効期間 : n+3年10月25日～n+8年10月24日
- 更新申出期間 : n+8年1月24日～n+8年4月24日
- 更新の申出書の提出日

《ケースA:更新申出期間中のn+8年1月24日～n+8年3月31日の間に更新の申出書を提出する場合》

- 実績判定期間: n+2年4月1日(第3期)～n+7年3月31日(第7期)

更新申出期間中のn+8年1月24日～n+8年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、n+2年4月1日(第3期)～n+7年3月31日(第7期)となります。

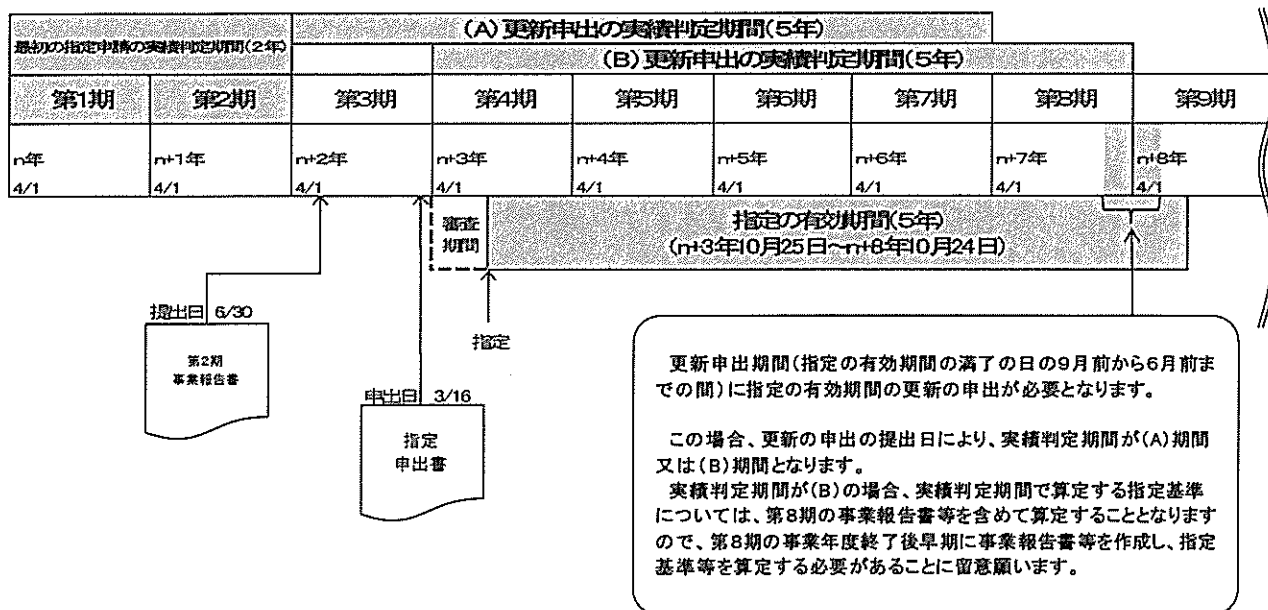
この場合の実績判定期間で算定する指定基準(寄附金要件等)については、第3期から第7期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

《ケースB:更新申請期間中のn+8年4月1日～n+8年4月24日に更新の申出書を提出する場合》

- 実績判定期間: n+3年4月1日(第4期)～n+8年3月31日(第8期)

更新申出期間中のn+8年4月1日～n+8年4月24日に更新の申出書を提出する場合の実績判定期間は、n+3年4月1日(第4期)～n+8年3月31日(第8期)となります。

この場合の実績判定期間で算定する指定基準(寄附金要件等)については、第4期から第8期までの事業報告書等に基づき算定することとなりますので、第8期の事業年度終了後早期に事業報告書等を作成し、指定基準等を算定する必要があることに留意願います。



第3章 指定の申出手続について

指定を受けようとするNPO法人は、指定申出書等を条例で定めるところにより、大阪府に提出することとされています（条例3①）。

1 相談・申出窓口

指定を受けようとするNPO法人は、大阪府に申出を行うことになります。

指定の申出をお考えの場合は、まず、事前相談をお願いします。

大阪府では、事前相談を予約制で行っています。事前相談のご予約は、下記までご連絡ください。

■ 申出の手続きについてのお問合せや、事前相談の予約受付は…

ピピっとライン（府民お問合せセンター）Tel 06-6910-8001

HP <http://www.pref.osaka.lg.jp/fumin/occ/index.html>

■ 制度の内容についてのお問合せは…

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課府民協働グループ

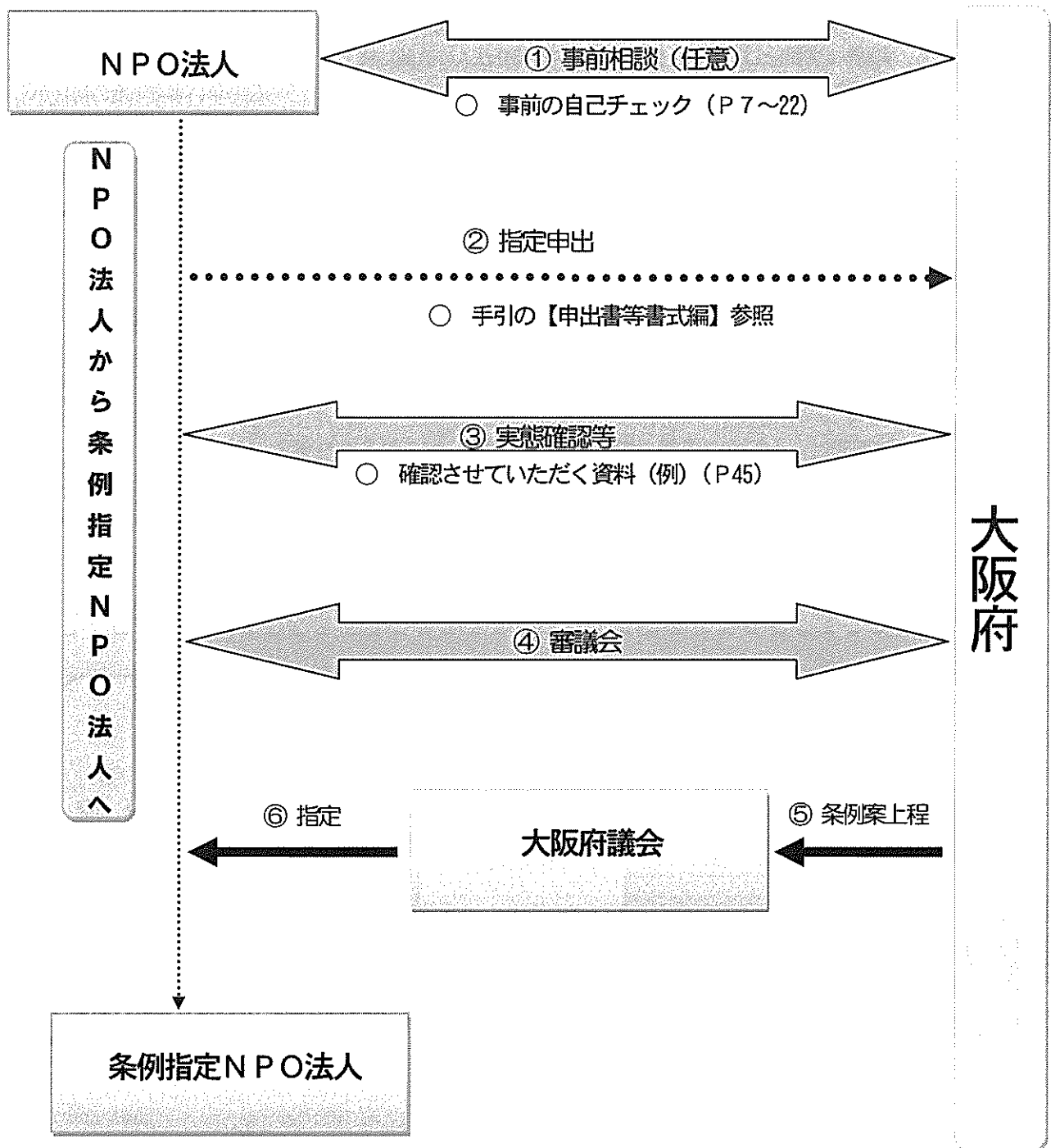
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎38階

Tel 06-6210-9320(直通) Fax 06-6210-9322

E-mail fuminkatsudo-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

HP <http://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/v-npo/index.html>

条例指定 NPO 法人になるまでのフロー



2 指定を受けようとする場合

- (1) 条例指定NP0法人として指定を受けようとするNP0法人は、次の①～③の書類を添付した申出書を大阪府に提出し、指定を受けることとなります（条例3）。

（注） 申出書及び添付書類については、手引の【申出書等書式編】をご覧ください。

- ① 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（寄附金の支払者ごとの氏名（法人の名称）と住所並びに寄附金の額、受け入れた年月日を記載したもの）

（注） 実績判定期間とは、指定を受けようとするNP0法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に指定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（条例3②五）。詳しくは、39頁「5 実績判定期間」を参照してください。

- ② 指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

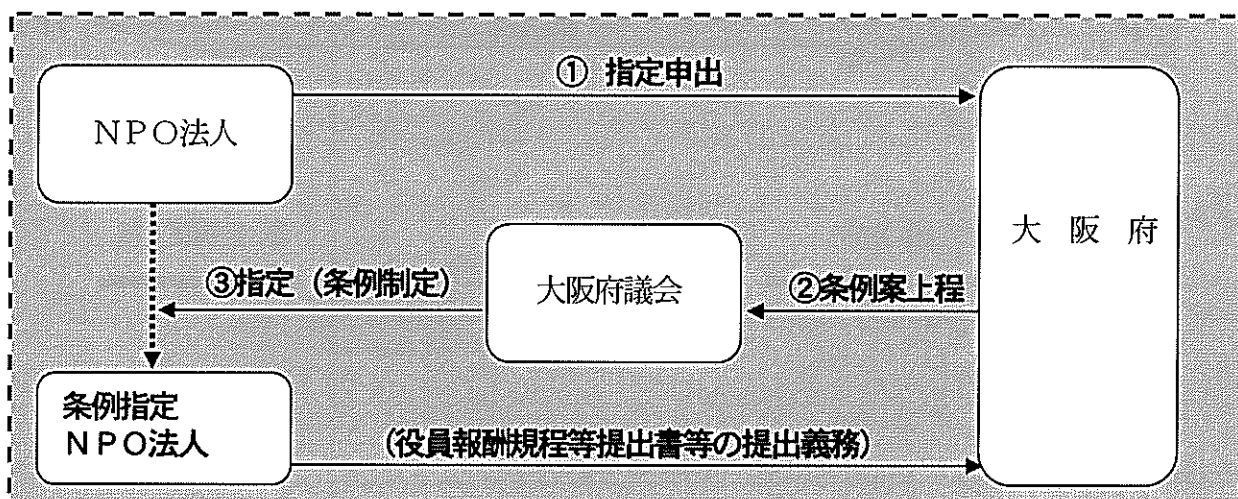
（注） 指定の各基準については27頁から37頁を、欠格事由については37頁から38頁をご覧ください。

- ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

- (2) 指定の申出書の提出は、申出書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している必要があります（条例4①十一）。

- (3) 指定の有効期間は、大阪府の条例の指定の日から起算して5年となります（条例8①）。

指定の有効期間の満了後、引き続き、指定NP0法人として特定非営利活動を行おうとする条例指定NP0法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（44頁の「3 指定の有効期間の更新を受けようとする場合」を参照してください。）（条例8②）。



3 指定の有効期間の更新を受けようとする場合

(1) 指定の有効期間の更新を受けようとする条例指定NP0法人は、有効期間の満了の日の9月前から6月前までの間（以下「更新申出期間」といいます。）に、次の①～③の書類を添付した有効期間の更新の申出書を大阪府に提出し、有効期間の更新を受けることとなります（条例8②）。

① 指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

（注） 指定の各基準については27頁から37頁を、欠格事由については37頁から38頁をご覧ください。

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

（注1） 申出書及び添付書類については、手引の【申出書等書式編】をご覧ください。

（注2） 指定の有効期間の更新の申出に係る実績判定期間は、更新を受けようとするNP0法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法44③、51⑤）。

（注3） 上記①、②に係る書類については、既に所轄庁に提出している当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます（法51⑤ただし書）。

(2) 指定の有効期間の更新がされた場合の指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります（条例8①）。

《参 考》

1 指定の通知

知事は、NP0法人からの申出について、指定又は指定の有効期間の更新がされたときは、その旨を当該申出法人に対し書面により通知することになります。また、指定又は指定の有効期間の更新の手続を行わないことを決定したときはその旨とその理由を、申出法人に対し書面により通知することになります（条例7）。

確認させていただく資料（例）

指定基準の該当性や申出書類の記載内容を確認するための参考資料として提示（又は提出）をお願いする可能性がある書類は次のとおりです。

確認させていただく書類の事例		(参考) 確認する主な指定基準
1	NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	情報発信要件に関する基準
		寄附金要件に関する基準
		協働要件に関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
2	NPO法人の従業員一覧、給与台帳	運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	寄附金要件に関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
4	申出書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	寄附金要件に関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など)	協働要件に関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	寄附金要件に関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
7	絶対値基準(寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均50人以上)の算出方法がわかる資料	寄附金要件に関する基準
8	助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	寄附金要件に関する基準
		協働要件に関する基準
9	閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開に関する基準
10	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準

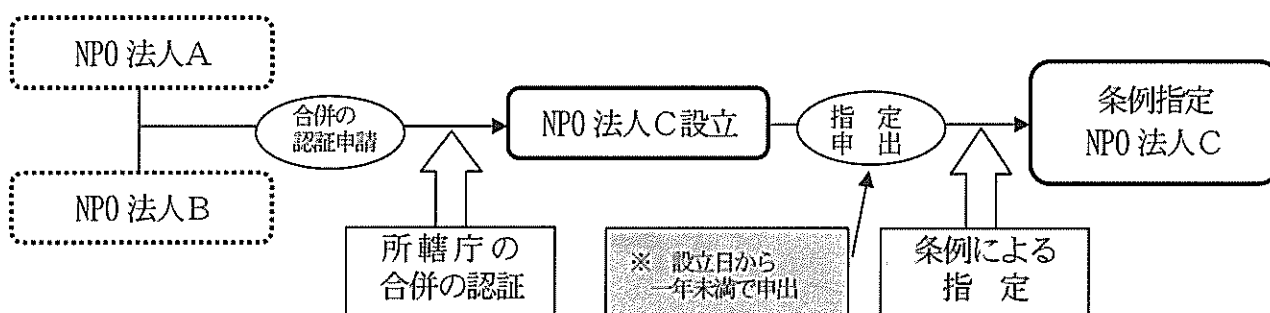
(注) これらは、確認させていただく資料の一例であり、指定審査の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

4 合併法人に係る指定の基準の適用

合併により設立されたNP0法人又は合併後存続するNP0法人が指定を希望する場合には、知事に指定の申出を行うことになります。なお、申出書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないものが、指定を受けようとする場合には、指定の基準の適用において次のように取り扱われます。

(1) 合併によって設立されたNP0法人が申出を行う場合

指定を受けようとするNP0法人が合併によって設立されたNP0法人で申出書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの（以下「合併新設法人」といいます。）である場合の実績判定期間及び指定の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併によって設立された日から指定の申出日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

イ 実績判定期間

合併新設法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（条例5①）。

(i) 実績判定期間の終了日

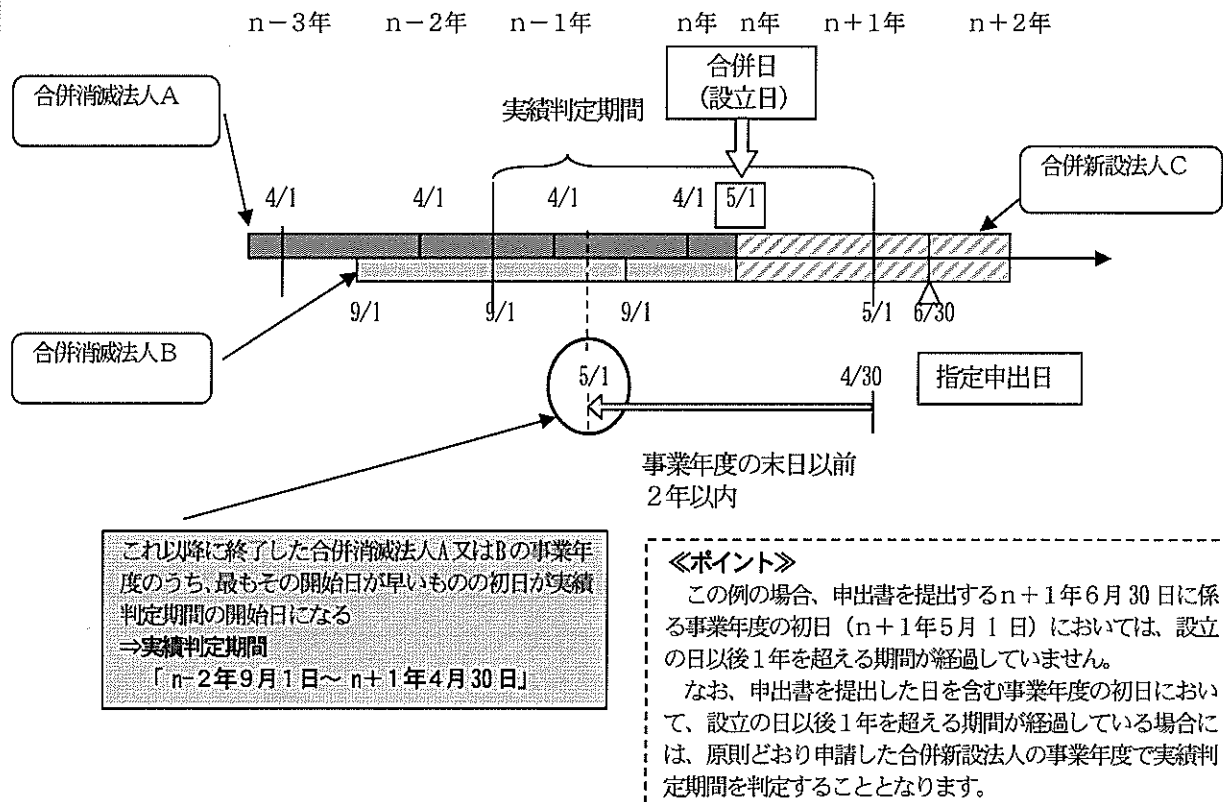
- ① 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了しているとき
その最初の事業年度の末日
- ② 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了していないとき
設立の日の前日

(ii) 実績判定期間の開始日

上記(i) ①又は②の日以前5年（過去に指定を受けたことのないNP0法人が指定を受けようとする場合は2年）内に終了した合併によって消滅した各NP0法人（以下「合併消滅法人」といいます。）の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日

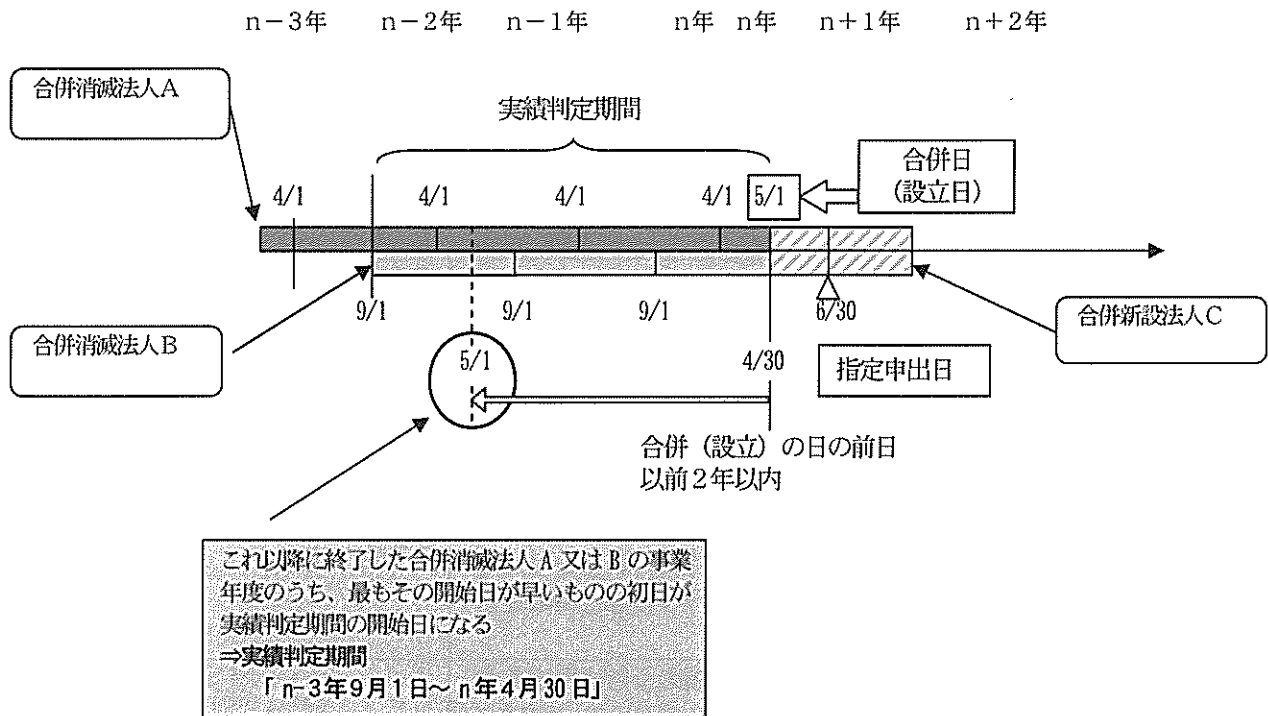
(設立後最初の事業年度が終了した合併新設法人が初めて指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（ $n-3$ 年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② n 年5月1日に合併して新設法人C（事業年度：5月～4月）を設立し、
 (注) 合併新設法人の最初の事業年度は、必ずしも1年間で設定されるとは限らず、1年間よりも短く設定される場合もあります。
- ③ 新設法人Cが $n+1$ 年6月30日に指定の申出を行う場合



(設立後最初の事業年度が終了していない合併新設法人が初めて指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（ $n-3$ 年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② n 年5月1日に合併して新設法人C（事業年度：5月～4月）を設立し、
- ③ 新設法人Cが n 年6月30日に指定の申出を行う場合



(参考:各規定の読替え (条例5③))

通常の申請時	読替え後
(実績判定期間について) 実績判定期間(条例指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(条例指定を受けたことのない特定非営利活動法人が条例指定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。以下同じ。)(条例3②五)	(実績判定期間について) 実績判定期間とは、条例指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(前項の申出書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立の前日。以下この項において同じ。)以前5年(条例指定を受けたことのない特定非営利活動法人が条例指定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。以下同じ。)(条例3②五)
(設立後の経過期間について) 申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(条例4①十一)。	(設立後の経過期間について) 申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること(条例4①十一)。

□ 法人の設立前の期間における指定の基準への適合の判定（条例5②）

申出をしようとする NPO 法人が合併新設法人である場合は、実績判定期間中に合併新設法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併新設法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間（実績判定期間中に限ります。）については、次表の判定方法によって、各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

指定基準		合併前の判定方法
事務所要件（一号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
情報発信要件（二号基準）		
寄附金要件（三号基準）		各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
協働要件（四号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
活動の対象に関する基準（五号基準）		各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
運営組織及び経理に関する基準（六号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
事業活動に関する基準 （七号基準）	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
情報公開に関する基準 （八号基準）	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること	各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、海外送金等の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	各合併消滅法人（実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限り。）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（九号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（十号基準）		

また、設立後の経過期間に関する基準は次のとおりとなります。

合併新設法人が申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

（注1） 各基準の詳細は、26～37 頁を参照してください。

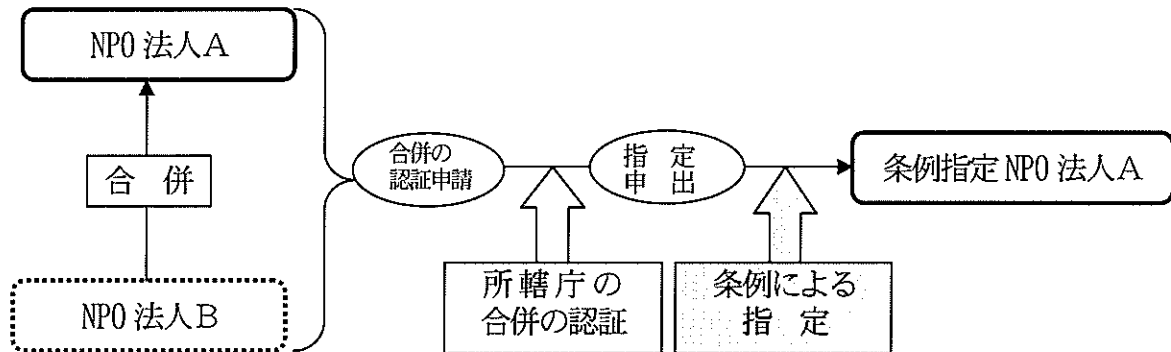
《ポイント》

指定申出書の添付書類は、合併新設法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る添付書類も提出する必要があります。

また、一号基準、二号基準、四号基準、六号基準、七号基準イとロ、八号基準、九号基準、十号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく指定の時まで満たしておく必要があります（条例4①12）。

(2) 合併後存続したNPO法人が申出を行う場合

指定を受けようとするNPO法人が合併後存続するNPO法人で申出書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの（以下「合併存続法人」といいます。）である場合の実績判定期間及び指定の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併の日から指定の申出日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

イ 実績判定期間

合併存続法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（条例5①）。

(i) 実績判定期間の終了日

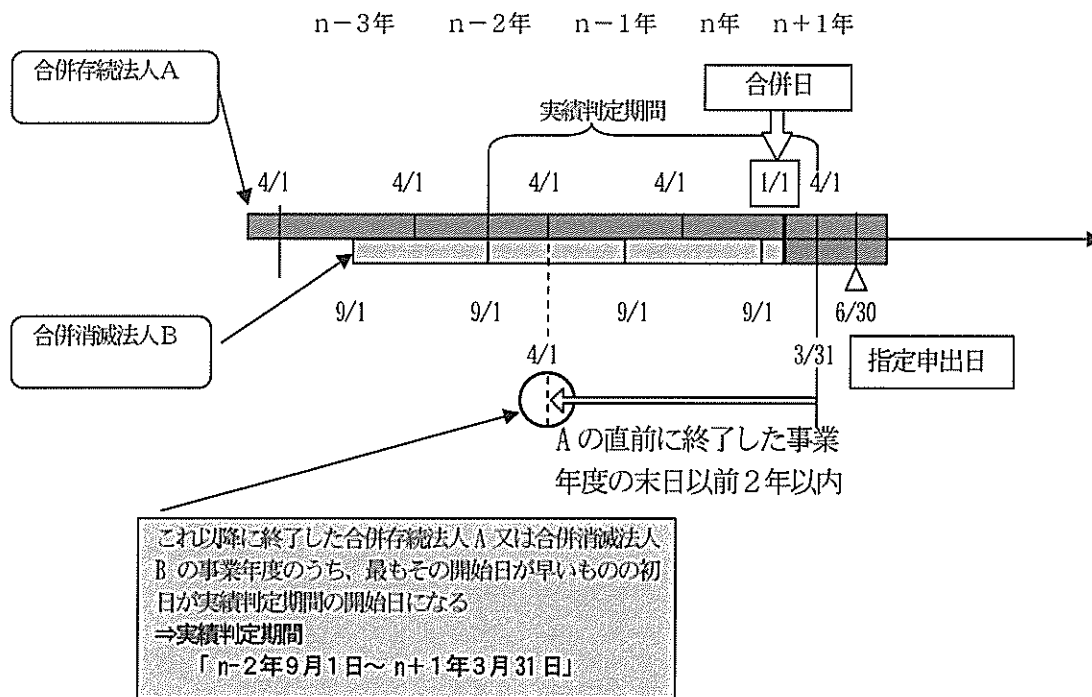
- ① 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了しているとき
その最初の事業年度の末日
- ② 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了していないとき
合併の日の前日

(ii) 実績判定期間の開始日

上記(i)①又は②の日以前5年（過去に指定を受けたことのないNPO法人が指定を受けようとする場合は2年）内に終了した合併存続法人又は各合併消滅法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

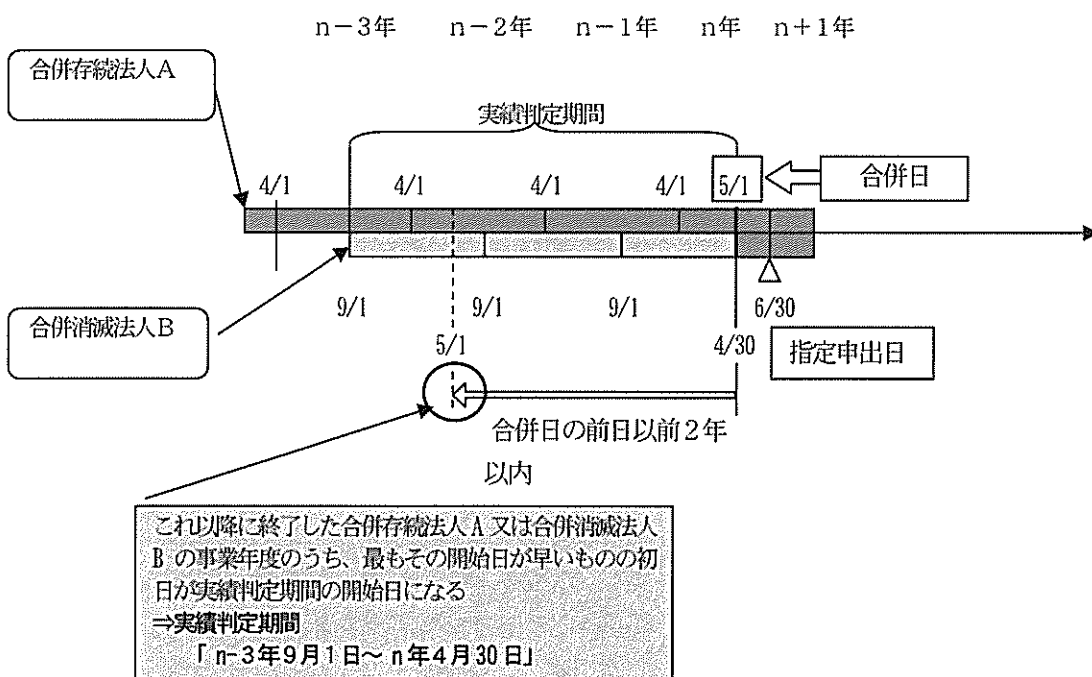
(合併後最初の事業年度が終了した合併存続法人が初めて指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（ $n-3$ 年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② $n+1$ 年1月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aが $n+1$ 年6月30日に指定の申出を行う場合



(合併後最初の事業年度が終了していない合併存続法人が初めて指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（ $n-3$ 年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② n 年5月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aが n 年6月30日に認定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え (条例5①))

通常申請時	読替え後
(実績判定期間について) 実績判定期間 (条例指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年 (条例指定を受けたことのない特定非営利活動法人が条例指定を受けようとする場合にあっては、2年) 内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。以下同じ。) (条例3②五)	(実績判定期間について) 実績判定期間 (条例指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日 (当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。)) 以前5年 (条例指定を受けたことのない特定非営利活動法人が条例指定を受けようとする場合にあっては、2年) 内に終了した当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。以下同じ。) (条例3②五)
(設立後の経過期間について) 申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること (条例4⑪十一)。	(設立後の経過期間について) 申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、当該申出に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること (条例4⑪十一)。

□ 法人の合併前の期間における指定基準への適合の判定（条例5②）

申出をしようとするNP0法人が合併存続法人である場合は、実績判定期間中に合併存続法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併存続法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間（実績判定期間中に限ります。）については、次表の判定方法によって、合併前の合併存続法人（以下「合併前法人」といいます。）及び各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

指定基準		合併前の判定方法
事務所要件（一号基準）		合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
情報発信要件（二号基準）		
寄附金要件（三号基準）		合併前法人及び合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
協働要件（四号基準）		合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
活動の対象に関する基準（五号基準）		合併前法人及び合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
運営組織及び経理に関する基準（六号基準）		合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
事業活動に関する基準 （七号基準）	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
情報公開に関する基準 （八号基準）	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること	合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、海外送金等の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併前法人及び合併消滅法人（実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限り）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（九号基準）		合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（十号基準）		

また、設立後の経過期間に関する基準は次のとおりとなります。

合併新設法人が申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

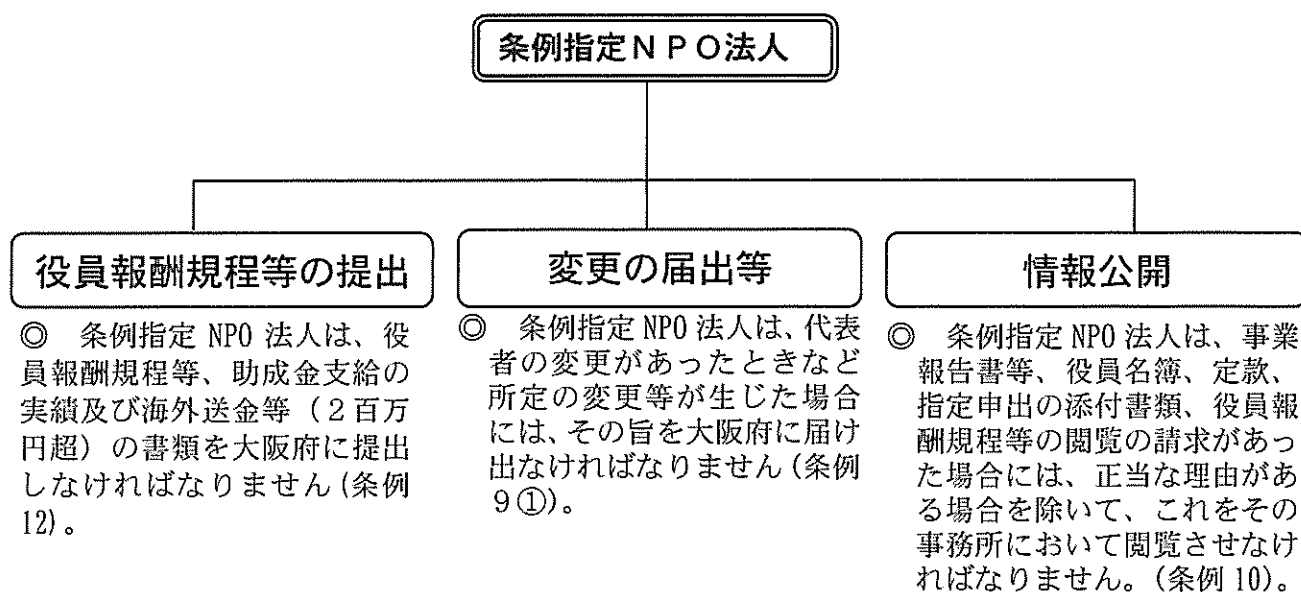
（注1） 各基準の詳細は、27～37頁を参照してください。

《ポイント》

指定申出書の添付書類は、合併存続法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る添付書類も提出する必要があります。

また、一号基準、二号基準、四号基準、六号基準、七号基準イとロ、八号基準、九号基準、十号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく指定の時まで満たしておく必要があります（条例4①12）。

第4章 条例指定 NPO 法人の運営について



1 条例指定 NP0 法人後の報告義務

条例指定 NP0 法人は、役員報酬規程等の提出をはじめ、各種の報告等を大阪府に提出する必要があります。

(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の提出

条例指定 NP0 法人は、毎事業年度 1 回、次表①～⑩に掲げる書類を大阪府に提出しなければなりません（条例 12、規則 30）。

○ 所轄庁に毎事業年度提出する書類一覧

	提出書類	【申出書等書式編】
①	条例指定 NP0 法人の役員報酬規程等の提出について	45 頁～46 頁
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	前事業年度の収益の明細など
③	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	
④	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	
⑤	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引 ロ 役員等 ^(注1) との取引	
⑥	寄附者（当該条例指定 NP0 法人の役員、役員の配偶者若しくは 3 親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 ^(注2) で、前事業年度における当該条例指定 NP0 法人に対する寄附金の合計額が 20 万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	
⑦	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類	
⑧	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
⑨	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が 200 万円以下の場合に限り、）におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	45 頁 47 頁～52 頁
⑩	指定基準に適合している旨を説明する書類のうち、条例第 4 条第 1 項第 6 号（ロに係る部分を除く。）第 7 号イ及びロ、第 8 号、第 10 号に掲げる基準に適合している旨を説明する書類及び欠格事由（第 6 条各号）のいずれにも該当していない旨を説明する書類 ※指定基準等チェック表（第 6 表、第 7 表（初葉）、第 8 表、第 10 表）、欠格事由チェック表	27 頁～32 頁 38 頁～43 頁

(注 1) ⑤欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは 3 親等以内の親族又はこれらの者と次のイ～ハに掲げる特殊の関係にある者をいいます。

- イ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ロ 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭でその他の財産によって生計を維持している関係
- ハ 上記イ、ロに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) ⑥欄の「特殊の関係」は、(注1) イ～ハに掲げる関係をいいます。

(2) 助成金及び海外送金等の報告

条例指定 NPO 法人は、助成金の支給を行ったとき又は海外への送金若しくは金銭の持ち出し（その金額が 200 万円以下のものを除きます。）を行うときには、次に掲げる書類を作成し、知事に提出しなければなりません（条例 12②）。

○ 助成金及び海外送金等の報告

	書類の作成時期	作成（提出）書類
助成金の支給を行った場合	支給後遅滞なく	助成の実績を記載した書類
海外への送金又は金銭の持出しを行う場合（その金額が 200 万円以下のものを除きます。）	送金又は持出し前 （災害に対する援助等緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、送金又は持出し後遅滞なく）	金額及び使途並びにその予定日を記載した書類 （金額及び使途並びにその実施日を記載した書類）

2 条例指定 NPO 法人の情報公開

(1) 条例指定 NPO 法人の情報公開（閲覧）

指定 NPO 法人は、以下の書類について、事務所に備え置くとともに、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています（72 頁の「条例指定 NPO 法人、大阪府における閲覧等書類一覧」参照）（条例 10、11）。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 指定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 指定の申出書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、規則で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類
- ⑩ 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が 200 万円以下のものを除きます。）を行うときの金額及び使途並びにその予定日を記載した書類

《参考》

指定 NPO 法人は、指定を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならないこととされています（条例 11）。

書 類 名	備え置き期間
	条例指定 NPO 法人
指定の申出書に添付した指定基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（条例 11①）	指定の日から起算して 5 年間
指定の申出書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（条例 11①）	
前事業年度の寄附者名簿（条例 11②一）	作成の日から起算して 5 年間
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（条例 11②二）	翌々事業年度の末日までの間
前事業年度の収益の明細など（条例 11②三）	
第 2 章「1 指定基準の概要」の (3)（ロに係る部分を除きます。）、(4) イ及びロ、(5) 並びに (7) に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類（条例 11②四、規則 29②）	
「助成金の支給の実績」を記載した書類（条例 11③）	作成の日から起算して 3 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間
「海外への送金又は金銭の持出し（その金額が 200 万円以下のものを除きます。）を行うときの金額及び使途並びにその予定日」を記載した書類（条例 11④）	

(2) 大阪府における情報公開（閲覧・謄写）

大阪府知事は、条例指定 NPO 法人から提出を受けた上記（1）の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととしています（条例 13）。

※条例指定 NPO 法人、大阪府における閲覧等書類一覧

条例指定 NPO 法人及び大阪府において閲覧（大阪府においては謄写も可能です。）対象となる書類及びその閲覧可能期間は以下のとおりです。

書 類 名		条例指定 NPO 法人 (閲覧)		大阪府 (閲覧又は謄写)	
事業報告書等		○	作成日から翌々事業 年度の末日まで	○	過去3年間に提出を 受けたもの
事業報告書					
計算書類（活動計算書、貸借対照表）					
財産目録					
年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿）					
社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面					
役員名簿			(注 3)		(注 3)
定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）					
指定の申出書に添付した指定基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		○	期間中 指定の有効 （注 1）	○	期間中 指定の有効 （注 1）
指定の申出書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		○		○	
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		○		○	過去3年間に提出を受けたもの
前事業年度の収益の明細など	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	○		○	
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	○		○	
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引 ロ 役員等との取引	○		○	
	寄附者（当該指定 NPO 法人の役員、役員の配偶者若しくは 3 親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定 NPO 法人に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	○		○	
	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類	○		○	
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	○		○	
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が 200 万円以下の場合に限り、）におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	○		○	
指定基準に適合している旨を説明する書類のうち、条例第 4 条第 1 項第 6 号（ロに係る部分を除く。）第 7 号イ及びロ、第 8 号、第 10 号に掲げる基準に適合している旨を説明する書類及び欠格事由（第 6 条各号）のいずれにも該当していない旨を説明する書類 ※指定基準等チェック表（第 6 表、第 7 表（初葉）、第 8 表、第 10 表）、欠格事由チェック表		○		○	

「助成金の支給の実績」を記載した書類	○	作成の日から3年が経過した口を含む事業年度の末日まで (注2)	○
「海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除きます。）を行うときの金額及び使途並びにその予定日」を記載した書類	○		○
寄附者名簿	×		×
指定申出書の添付書類のうち上記に含まれていないもの	×		×

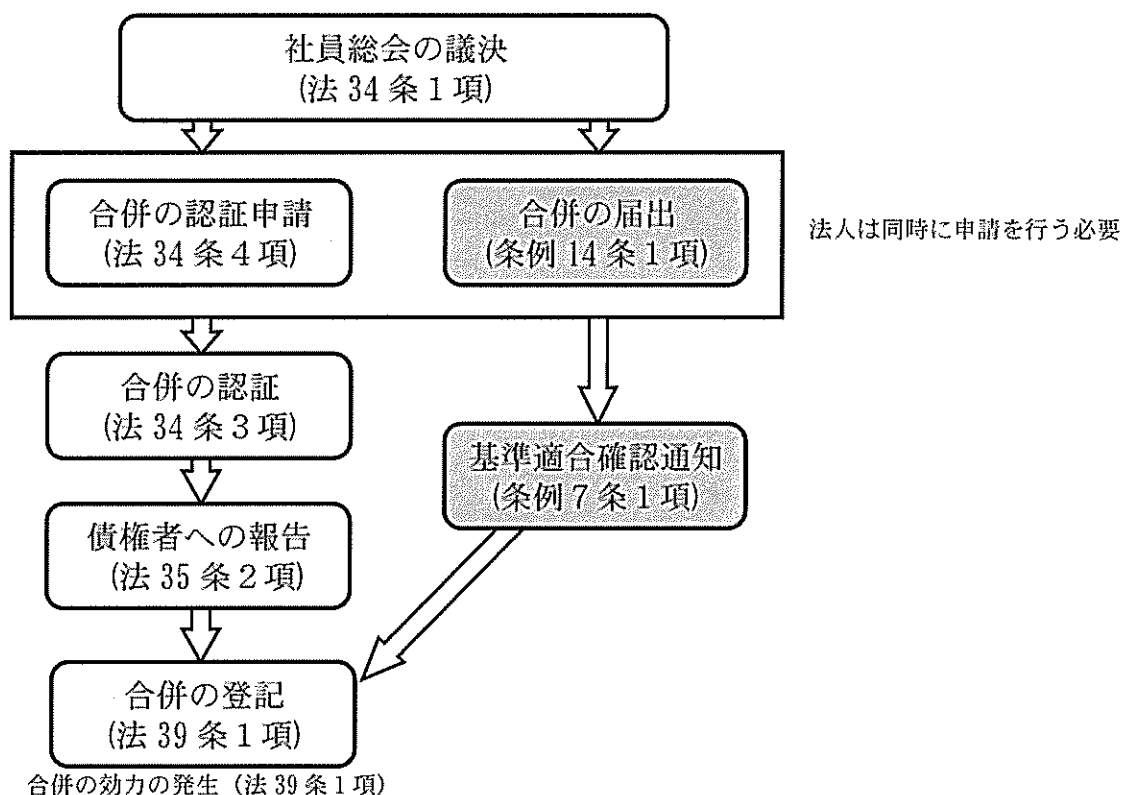
(注1) 条例指定 NPO 法人又は大阪府において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

3 条例指定 NP0 法人の合併

(1) 条例指定 NP0 法人が条例指定 NP0 法人でない NP0 法人と合併した場合

条例指定 NP0 法人が条例指定 NP0 法人でない NP0 法人と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立した NP0 法人は、その合併後の NP0 法人について、条例第 4 条第 1 項各号（第 11 号を除く）の基準に適合すると知事が確認したときに限り、条例指定 NP0 法人としての地位を承継します（条例 14）。

○ 届出から指定手続



(2) 合併の届出

上記の知事の基準適合確認を受けようとする NP0 法人は、所轄庁に提出する合併の認証の申請に併せて、知事に当該合併の届出をしなければなりません（条例 14①）。

(3) 実績判定期間及び指定基準

合併後存続する NP0 法人又は合併によって設立された NP0 法人が、上記の合併後に指定を受けようとする場合の実績判定期間及び各指定基準は、次のとおりとなります。

①実績判定期間

イ 実績判定期間の終了日

合併後存続する NP0 法人及び合併によって消滅する各 NP0 法人（合併によって NP0

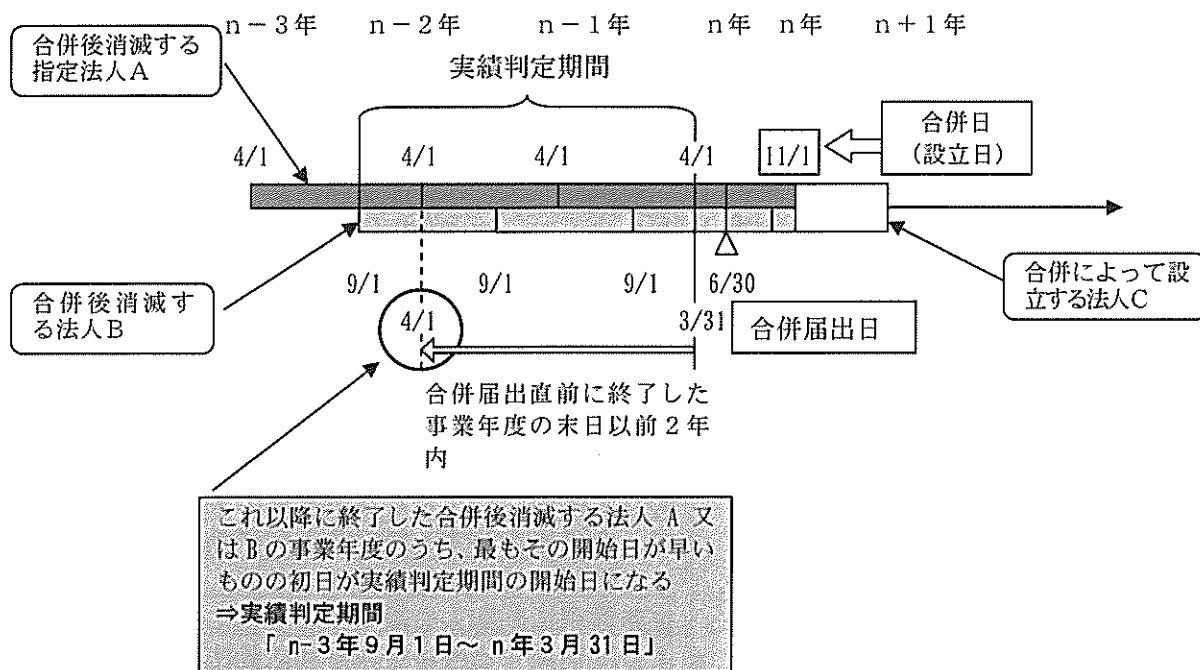
法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各 NP0 法人。以下同じです。）
の各事業年度のうち申出書を提出する直前に終了した事業年度の末日

ロ 実績判定期間の開始日

上記イの日以前2年以内に終了した合併後存続する NP0 法人又は合併によって消滅する各 NP0 法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

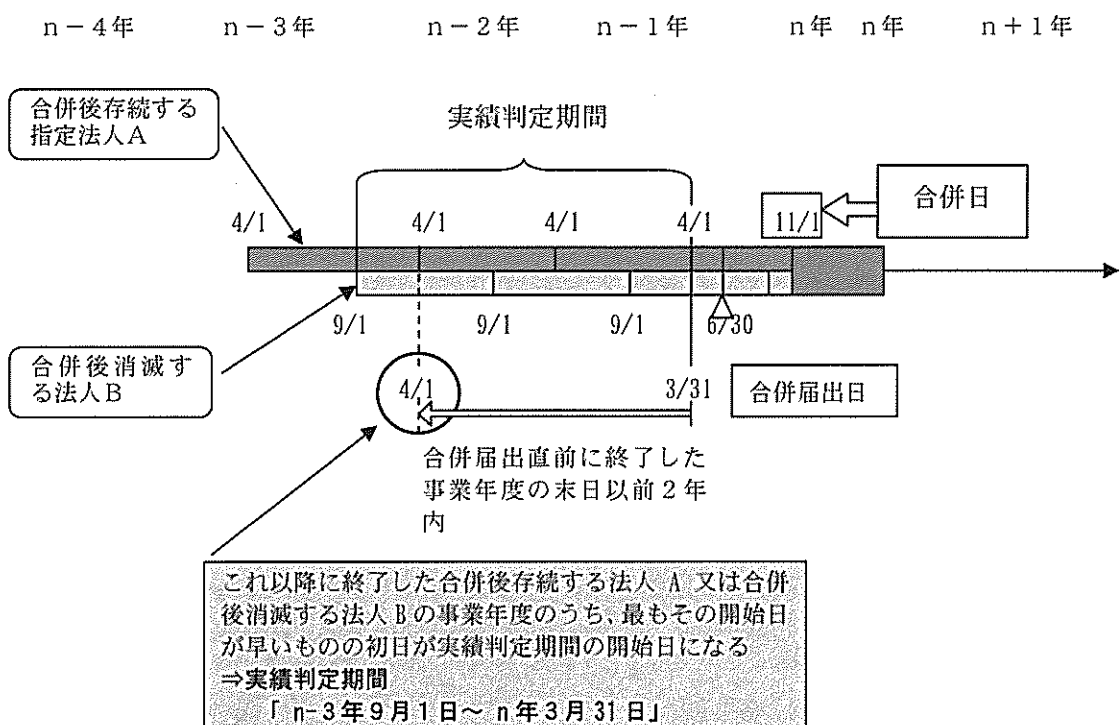
(合併によって設立される NP0 法人が指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度: 4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立, 事業年度: 9月～8月) が
- ② n年11月1日に合併して新設法人C (事業年度: 5月～4月) を設立するため、
- ③ n年6月30日に合併の届出を行う場合



(合併後存続する NP0 法人が指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度: 4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立, 事業年度: 9月～8月) が
- ② n年11月1日に合併してAを存続させるため、
- ③ n年6月30日に合併の届出を行う場合



(参考:各規定の読替え(条例14④))

通常申請時	読替え後
(実績判定期間について) 実績判定期間とは、<u>条例指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(条例指定を受けたことのない特定非営利活動法人が条例指定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう(条例3③)。</u>	(実績判定期間について) 実績判定期間とは、<u>合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(条例3③)。</u>
(設立後の経過期間について) <u>申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(条例4①十一)。</u>	(設立後の経過期間について) <u>合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)であって条例指定特定非営利活動法人でないものの設立の日以後1年を超える期間が経過していること(条例4①十一)。</u>

②指定基準への適合の判定（条例 14、規則）

指定基準への適合の判定については、次の判定方法によって、合併後存続する NP0 法人及び合併によって消滅する各 NP0 法人の実績について判定を行うこととなります。

指定基準		合併前の判定方法
事務所要件（一号基準）		合併存続法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
情報発信要件（二号基準）		
寄附金要件（三号基準）		合併存続法人及び合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
協働要件（四号基準）		合併存続法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
活動の対象に関する基準（五号基準）		合併存続法人及び合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
運営組織及び経理に関する基準（六号基準）		合併存続法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
事業活動に関する基準 （七号基準）	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
情報公開に関する基準 （八号基準）	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること	合併存続法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、海外送金等の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併存続法人及び合併消滅法人（実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限り。）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（九号基準）		合併存続法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（十号基準）		

また、設立後の経過期間に関する基準は次のとおりとなります。

合併存続法人が申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から 1 年を超える期間が経過していない場合には、合併存続法人又は合併消滅法人のうち最もの早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

(注1) 各基準の詳細は、第2章「3 指定 NPO 法人としての指定を受けるための基準」(27～37 頁)を参照してください。

4 条例指定 NP0 法人に対する監督等

(1) 条例指定 NP0 法人に対する報告及び検査

イ 知事は、条例指定 NP0 法人が法令及び条例、法令及び条例に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該条例指定 NP0 法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、知事は、その職員に当該条例指定 NP0 法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(条例 15①)。

ロ 上記イの検査については、次のように定められています。

- ① 知事は、当該検査をする職員に、上記イの疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、条例指定 NP0 法人の役員等に提示させることとしています(条例 15②)。
- ② 知事が、上記イの検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記①の書面の提示を要しないこととしています(条例 15③)。
- ③ 上記②の場合において、知事は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、条例指定 NP0 法人の役員等上記②の書面を提示させることとしています(条例 15④)。
- ③ 上記イの検査をする職員が、当該検査により上記①又は③で理由として提示した事項以外の事項について、イの疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではありません。この場合、①又は③の規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとしています(条例 15⑤)。
- ⑤ イの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければなりません。(条例 15⑥)。

(2) 条例指定 NPO 法人に対する勧告、命令等

- イ 知事は、条例指定 NPO 法人について、(3) ロ①から③の指定の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該条例指定 NPO 法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(条例 16①)。
- ロ 知事は、上記イの規定による勧告を受けた条例指定 NPO 法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該条例指定 NPO 法人に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます(条例 16②)。
- ハ 知事は、上記イの勧告又はロの命令をしたときは、その勧告を受けた者の名称、主たる事務所の所在地及びその命令の内容を公表することができます(条例 16③、④)。
- ニ 知事は、上記イの勧告又はロの命令を公表しようとするときは、当該公表に係る者にその旨を通知し、意見の聴取の手続を行わなければなりません(条例 16⑤)。

(3) 条例指定 NPO 法人の指定の取消し

- イ 知事は、条例指定 NPO 法人が次のいずれかに該当するときは、指定の取消しに必要な手続を行わなければなりません(条例 17①)。
- ① 欠格事由(認定、仮認定又は指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものを除きます。欠格事由については37~38頁を参照願います。)のいずれかに該当するとき
 - ② 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき
 - ③ 正当な理由がなく、上記(2)ロの命令に従わないとき
 - ④ 更新申出期間内に条例指定の更新のための申出をしなかったとき
 - ⑤ 更新の申出をした場合であって、NPO 法人が指定基準に適合しないとき
 - ⑥ 合併の届出をした場合であって、合併後の NPO 法人が指定基準に適合しないとき
 - ⑦ 条例指定 NPO 法人から指定の取消しの申出があったとき
 - ⑧ 条例指定 NPO 法人が解散したとき
- ロ 知事は、条例指定 NPO 法人が次のいずれかに該当するときは、指定の取消しに必要な手続を行うことができます。(条例 17②)。
- ① 条例第4条第1項第1号、第2号、第4号、第6号、第7号イ若しくはロ又は第10号に掲げる基準に適合しなくなったとき
 - ② 法第29条の規定に違反して事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、または正当な理由がないのに、条例第10条若しくは第11条第5項の規定に違反して、書類を閲覧させないとき
 - ③ 上記ロ①及び②のほか、法令及び条例又は法令及び条例に基づいてする行政庁の処分違反したとき
 - ④ 知事は、指定を取り消したときは、その理由を付した書面をもって指定を受けていた NPO 法人にその旨を書面により通知しなければなりません(条例 17③)。